

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに係る業務の実績に関する評価（平成13年度）

評価項目	評価の結果
○ 事業活動	・<u>主催事業等について</u> 青少年教育のナショナルセンターとしての事業のねらいや目標をより明確にするとともに、高度で先導的な事業への取り組みをより一層期待します。一方で社会教育実習生やインターンシップの受入等社会のニーズに対応した事業や事業参加者への事業評価のためにそれぞれ工夫された調査手法については大変有意義なことであり、今後とも引き続き実施していくことを期待します。 ・<u>受入事業について</u> 施設整備の完成に伴い、従来にもまして多様な利用が可能となったことから、幅広い利用の拡大を図ることにより、延べ利用者数については、目標を大幅に上回ったところは評価できますが、インターネットによる申し込み方法等の改善等、利用者の視点に立ったサービスの向上に向け、更なる努力を期待します。 ・<u>助成業務について</u> 13年度に新たに取組まれた助成業務について、短期間で応募から審査システムまで立ち上げ、予定の助成業務を執行したことは評価できますが、事業の性質上、より一層の透明性や公正性の確保に引き続き努めるとともに、その成果や効果についての調査方法について確立されることを期待します。
○ 業務運営	・<u>情報化の推進について</u> 法人化に当たり、利用者へのより迅速な情報提供を行うためのシステムの改善や、職員それぞれが情報を共有できるよう活用の促進を図り、更に、情報公開への取り組みとして文書公開システムの開発を行ったことは評価できます。 ・<u>職員の意識改革について</u> 法人化に当たり、職員の方々の意識改革が進んだところですが、法人としての独自性を進めるため、更なる意識改革の取り組みに期待します。
1 財務	・<u>業務の効率化について</u> 利用者のサービスが低下しないよう気をつけながら、光熱水料の軽減を図り、特に電気料については、対前年度比14%の大幅な節電を行い、省資源化に努めたことは評価できますが、契約方法の見直し等について更に努力をしていただきながら引き続き業務の効率化に努めることを期待します。 また、自己収入の確保、外部資金の受入についても前向きに努力することを期待します。
2 人事	・<u>人事管理について</u> 今後は高度な専門的知識を有するプロパー職員の養成・確保に意欲的に取り組むとともに、専門性を兼ね備えた民間人との交流を進めることを期待します。
3 その他	・<u>施設整備について</u> 利用者サービスのため施設・設備の整備や分煙などを進め、施設の安全及び利用者サービスに努めていることは評価できます。 今後も身障者等の利用への配慮や分煙等利用者の健康に留意した施設運営について一層努力することを期待します。

事業活動全体、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果を踏まえつつ、法人の業務実績について記述式により評価する。

評価項目	評価の結果
◎ 総 評	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターは、いじめ、校内暴力、ひきこもり、凶悪犯罪の増加など青少年をめぐる様々な問題の背景とされている、青少年の思いやりの心や社会性など豊かな人間性が青少年期にはぐくまれていない等の諸問題に対応するため、青少年教育関係者等との連携協力に努め、青少年の健全な育成に取り組んでいることは評価できます。 また、センターは、このような青少年を取り巻く諸問題に対して、青少年の自主性・協調性の向上と社会参加・社会貢献に対する意識を高める観点で地域間、世代間交流や国際交流、様々な体験活動の推進や青少年活動のための指導者養成等、多様な事業を実施しており、次代を担う青少年の健全育成を図るため、ナショナルセンターとして、その役割を再認識し、取り組まれていることは、大いに期待するところであります。

項目別評価及び上記の横断的な評価を総合し、法人の活動全体についての総評を記述する。

◎項目別評価

○業務運営の効率化に関する事項

中期計画の各項目	評価項目			評価基準		評価に係る実績	評 定	
	指 標			A	B	C	ABC 評 定	留 意 事 項
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置								※必要に応じて評定を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
1 新たに事務用電算システム運用業務等の外部委託を行うなど、外部委託の推進を図り、業務を効率化する。また、光熱水料の節減や調達方法の見直しを図る。	業務の効率化状況			・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。			A	・光熱水料の節減については、電気料の前年度比14%減の大幅な節電を行うなど努力の姿勢がみられるとともに、電気料金や電話料金の低廉化を図るための新たな割引契約を締結するなど契約方法を工夫していることは評価できます。 ・今後においても、利用者サービスの低下を招くことがないように配慮しながら、更なる効率化を進めることが望めます。
	①外部委託による業務の効率化の推進状況					・外部委託の推進による業務の効率化の推進状況については、別添資料1－1及び資料1－2のとおり。		
	②光熱水料の節減状況					・光熱水料の節減実績及び節減のための対策については、別添資料2－1及び資料2－2のとおり。		
	光熱水料の節減率 ★目標：1% (前年度光熱水料－当年度光熱水料)／前年度光熱水料 注) 利用者数の増減を勘案する			1.5%以上	1.0%以上 1.5%未満	1.0%未満		
						2.8%		
	③物品の調達方法の改善状況 注) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」への対応に配慮する					・物品の調達方法の改善状況及び環境物品等の調達状況については、別添資料3－1～資料3－4のとおり。		
	④1%の業務の効率化 ★目標：1% (運営費交付金予算額÷0.99－運営費交付金決算額)÷(運営費交付金予算額÷0.99) 注) 新規・拡充分を除く 注) 目的積立金への積立分を除く			1.5%以上	1.0%以上 1.5%未満	1.0%未満		
				※文部科学省独立行政法人評価委員会総会が示す統一的な考え方		1.0%		
2 事務のマニュアル化、オンライン化等の情報化を進め管理運営の合理化を図り、定期的に組織の見直しを行う。	管理運営の合理化状況			・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。			A	・助成業務の新たな取り組みに対し、限られた人員で組織の改革を行いその体制を整備したことは評価できます。 ・事務の情報化については、情報の共有化を図るなど成果を上げていますが、より一層の情報化の取り組みが望めます。
	①事務の情報化の状況					・事務の情報化の状況については、別添資料4－1～資料4－3のとおり。		
	②組織の見直しの状況					・組織の見直し状況については、別添資料5－1～資料5－3のとおり。		

A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。
B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって概ね成果を上げている。
C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要。

○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中 期 計 画 の 各 項 目	評 価 項 目		評 価 基 準			評 価 に 係 る 実 績	評 定	
	指 標		A	B	C		ABC 評 定	留 意 事 項
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置								※必要に応じて評定を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
1 青少年教育関係者等に対する研修に関する事項 ・主催事業 主催事業を計画するに当たり、継続事業においては、前回の事業の成果を踏まえ、継続していく必要性や事業のねらいを明確にする。新規事業については、現代的課題について、的確な情報を収集し、募集人員については、過去の同種の事業の参加人数や指導者の許容範囲を勘案しながら適性な募集人員とする。 事業終了後において、当初の目的が達成されたか、報告書を作成し、結果や評価等の調査研究を行う。 中期目標期間中において、次のような参加者のニーズを踏まえた先導的、高度で専門的な主催事業を対象別、計画的に実施する。 ①青少年教育指導者を対象とする事業 今日的な青少年教育の課題や青少年教育に関する高度で専門的な知識・技術について研修を行い、青少年教育指導者としての資質及び技術の向上を図るための事業を毎年度実施する。 ②指導者以外の青少年教育関係者を対象とする事業 青少年の現代的課題について、研究協議し、青少年教育の充実を図るための事業を毎年度実施する。 ③青少年を対象とする事業 青少年の興味・関心や青少年の現代的課題に対応した事業、青少年のスポーツ活動を支援する事業、青少年に芸術文化に触れる機会や活動成果の発表の場を提供する事業などを毎年度実施する。 ④青少年及び青少年教育指導者の国際交流を促進する事業 青少年の国際交流及び国際理解を促進する事業や海外の青少年教育指導者を招聘し、青少年問題等について国内の関係者と協議を行うための事業を毎年度実施する。 ⑤関係機関、学識経験者等との共同によりＩＴを活用した主催事業を開発し、実施する。 ⑥研修参加者を対象に、各研修ごとに研修内容に関するアンケート調査（抽出調査）を実施し、研修内容について適切な評価を行う。	主催事業の実施状況		・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。			B	・青少年教育のナショナルセンターとしての事業のねらいや目標を明らかにし、高度で先導的な事業への取り組みを期待します。 ・主催事業の参加者に対し事後調査を実施していることは評価できます。 ・青少年指導者養成事業において、参加者から、どのようなプログラムがその後の活動において効果があったのかなどについて事後調査を行ったことは、プログラムのレベルアップを図るため大変重要なことであり、高く評価します。	
	①青少年教育指導者を対象とした高度かつ専門的な研修の実施状況							・青少年教育指導者を対象とする事業（7事業）の実施状況については、別添資料6－1～資料6－3のとおり。
	アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：8 0 %以上		90%以上	80%以上 90%未満	80%未満			91. 3%
	②青少年教育関係者による青少年教育の充実や現代的課題についての全国的な研究協議の実施状況							・指導者以外の青少年教育関係者を対象とする事業（3事業）の実施状況については、別添資料6－4～資料6－6のとおり。
	アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：8 0 %以上		90%以上	80%以上 90%未満	80%未満			90. 0%
	③青少年を対象とした現代的課題に対応した各種講座や様々な体験活動の実施状況							・青少年を対象とした事業（9事業）の実施状況については、別添資料6－7～資料6－8のとおり。
	アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：8 0 %以上		90%以上	80%以上 90%未満	80%未満			91. 5%
	④外国の青少年や青少年教育指導者との国際交流や研究協議の実施状況							・青少年及び青少年教育指導者の国際交流を促進する事業（3事業）の実施状況については、別添資料6－9～資料6－11のとおり。
	アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：8 0 %以上		90%以上	80%以上 90%未満	80%未満			92. 8%
	⑤ＩＴを活用した主催事業の開発・実施状況							平成13年度は年度計画になし。 （研究者・技術者の専門家等からのヒアリングを実施）
アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：8 0 %以上		90%以上	80%以上 90%未満	80%未満	—			

中期計画の各項目	評価項目		評価基準			評価に係る実績	評 定	
	指 標		A	B	C		ABC 評 定	留 意 事 項
2 青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供するとともに、青少年教育関係者等の研修に対する指導及び助言に関する事項 ・受入事業 施設利用の促進を図るため、以下のような利用者に対するサービスの向上、新規利用団体の開拓を行う。 ①施設を青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年が実施する研修の利用に供する。また、利用者の多様化を図るため、新規の利用団体の受入れに必要な措置を検討し、利用の促進を図る。 ②利用団体が利用目的を達成するために必要な以下のような支援等を行う。 ア．活動・研修のためのモデル・プログラムの開発 イ．外国語版を含め、活動・研修のための案内資料等の作成 ③施設を青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設の効率的利用の観点から、生涯学習の場としての利用に供する。 ④利用団体を対象に、毎年度計画的にセンター利用に関するアンケート調査（抽出調査）を実施し、施設利用に関して適切な評価を行う。	受入事業の実施状況		・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。				B	・延べ利用者数については、幅広い利用の拡大を図ることにより、大幅に目標を上回ったことは評価できますが、インターネットによる申込方法の改善等、利用者の視点に立った更なるサービスの向上が望まれます。
	①青少年教育関係者等（青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年）の受入れ状況					・青少年教育関係者等の受入実績については、別添資料 7－1～資料 7－3 のとおり		
	宿泊利用の青少年教育関係者等の割合 ★目標：70％以上 宿泊利用の青少年教育関係者等数÷延べ宿泊利用者数		80%以上	70%以上 80%未満	70%未満	73.4%		
	日帰り利用の青少年教育関係者等の割合 ★目標：45％以上 日帰り利用の青少年教育関係者等数÷延べ日帰り利用者数		55%以上	45%以上 55%未満	45%未満	45.9%		
	②新規利用団体の受入れに必要な措置状況					・新規利用の開発方策の検討と実施状況及び新規利用団体の受入れ実績については、別添資料 8－1 及び資料 8－2 のとおり。		
	③利用団体が利用目的を達成するための支援等の状況					・利用団体が利用目的を達成するための支援等の状況については、別添資料 9 のとおり。		
	④施設の効率的利用の状況					・生涯学習の場としての受入れ実績については、上記①と同様、別添資料 7－1～資料 7－3 のとおり。		
	延べ利用者数 ★目標：100万人以上		110万人以上	100万人以上 110万人未満	100万人未満	1,178,167人		
	⑤アンケート調査による利用者の満足度 ★目標：70％以上		80%以上	70%以上 80%未満	70%未満	引率者：90.6% 利用者：87.6%		

中 期 計 画 の 各 項 目	評 価 項 目		評 価 基 準			評 価 に 係 る 実 績	評 定	
	指 標	A	B	C	ABC 評 定		留 意 事 項	
3 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項 ①青少年教育施設及び青少年団体の連携の促進を図るため、青少年教育施設・団体連絡協力会議を毎年度開催する。 ②大学、民間団体及び関係機関との共催事業の推進を図り、より効率的に現代的課題や今日的な青少年教育の課題に対応したプログラム等を実施する。 ③高等教育機関等に在学する社会教育実習生やインターンシップの受入れ体制の充実を図る。 ④国立青少年教育施設との情報の交換を図るなど、次のような連携を促進する事業を実施する。 (ア)各施設の主催事業の案内情報データベースの構築及び定期的な更新 (イ)各施設の主催事業プログラムデータベースの構築及び定期的な更新 ⑤青少年教育に関する関係機関・団体と連携し、青少年の体験活動に関する案内情報データベースの充実を図る。	連携協力事業の実施状況		・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。			B	・社会教育実習生やインターンシップの受入れを積極的に行っている姿勢は評価できます。 ・青少年教育に関係する施設や団体の相互間の連携等を進めるに当たっては、センターが主体性を持った連携協力の推進が望まれます。	
	①青少年教育施設・青少年団体との連携を促進する事業の実施状況		・青少年教育施設・青少年団体との連携を促進する事業の実施状況については、別添資料１０のとおり。					
	②大学、民間団体及び関係機関等との共催事業の実施状況		・大学、民間団体及び関係機関等との共催事業の実施状況については、別添資料１０のとおり。					
	③高等教育機関等との連携・協力の推進状況		・高等教育機関等に在学する社会教育実習生やインターンシップの受入れ実施状況については、別添資料１０のとおり。					
	④国立青少年教育施設との連携を促進する事業の実施状況		・国立青少年教育施設との連携を促進する事業の実施状況については、別添資料１０のとおり。					
	⑤青少年の体験活動に関する情報を保有する機関・団体との連携を促進する事業の実施状況		・青少年の体験活動に関する情報を保有する機関・団体との連携を促進する事業の実施状況については、別添資料１０のとおり。					

中 期 計 画 の 各 項 目	評 価 項 目		評 価 基 準			評 価 に 係 る 実 績	評 定	
	指 標	A	B	C	ABC 評 定		留 意 事 項	
4 青少年教育に関する専門的な調査及び研究に関する事項 ①調査研究事業の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部の有識者の協力を得て調査を行う調査研究体制を構築する。 ②青少年及び青少年教育に関する統計資料や青少年教育関係文献のデータベース構築など、青少年教育の推進に係る以下の基礎的調査及び研究を計画的かつ継続的に実施する。 ア、青少年教育施設の事業運営に関する調査研究を3年毎に実施する。 イ、青少年教育関係文献の調査等を毎年実施する。 ウ、青少年及び青少年教育に関する各種のデータの調査等を3年毎に実施する。 エ、青少年教育シソーラスに関する調査研究を5年毎に実施する。 ③青少年教育の今日的課題として文部科学省がみなす問題等に関し、新規に調査研究事業を実施する。 ④青少年及び青少年教育に関する研究紀要を毎年度刊行するとともに、調査研究報告書をインターネットを通じて閲覧できるオンラインサービスを実施する。 ⑤青少年教育情報センターの充実を図るため、蔵書を毎年度計画的に増やす。また、利用者に対し、利用に関して毎年度計画的にアンケート調査（抽出調査）を実施する。	調査研究事業の実施状況		・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。			B	・客員研究員や外部の専門機関・研究者を活用した体制作りの検討が望まれます。 ・センターにおける調査研究の目標、目的をより明確にする必要があります。	
	①調査研究体制の整備状況							・調査研究体制の整備状況については、別添資料11のとおり。
	②青少年教育の推進に係る基礎的調査及び研究の計画的かつ継続的な実施状況							・青少年教育の推進に係る基礎的調査及び研究の計画的かつ継続的な実施状況については、別添資料11のとおり。
	③青少年教育の今日的課題等に対応した、新規調査研究の実施状況							・青少年教育の今日的課題等に対応した、新規調査研究の実施状況については、別添資料11のとおり。
	④研究紀要の発刊などによる調査研究の成果の普及状況							・研究紀要の発刊などによる調査研究の成果の普及状況については、別添資料11のとおり。
	⑤青少年教育情報センターの運営等による情報提供事業の実施状況							・青少年教育情報センターの運営等による情報提供事業の実施状況については、別添資料11のとおり。
	青少年教育情報センターの蔵書の収集状況 ★目標：100% 実収集冊数÷計画収集冊数		110%以上	100%以上 110%未満	100%未満			107. 8%
アンケート調査による利用者の満足度 ★目標：80%以上		90%以上	80%以上 90%未満	80%未満	97%			

中期計画の各項目	評価項目		評価基準			評価に係る実績	評 定	
	指 標	A	B	C	ABC 評 定		留 意 事 項	
5 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項 (1) 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。 ① 子どもの体験活動の振興を図るため、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。 ア、子どもに自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の機会を提供する活動 イ、子どもの体験活動を支援するための指導者養成・派遣等の活動 その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの体験活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、体験活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動などを中心に助成を行う。 ② 子どもの読書活動の振興を図るため、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。 ア、子どもの読書活動を支援する市民グループ等がネットワークを構築し、情報交流、合同研修、連携イベント等を行う活動 イ、子どもの読書活動の振興方策などについての研究協議等を行うフォーラムを開催する活動 ウ、その他、読書会の開催等、子どもの読書活動を推進する活動 その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの読書活動を振興する取組が展開されるよう留意しつつ、子どもの読書活動の振興を図る市民グループ等がネットワーク組織等による、特色ある新たな取組や、読書活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動などを中心に助成を行う。 ③ インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。 ア、地域の自然や歴史等の情報をデータベース化し、インターネット等で利用できるような教材を開発・普及する活動 イ、直接体験できない分野をバーチャルに体験できるソフト開発など、子どもの体験活動を支援・補完する教材を開発・普及する活動 ウ、その他、インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する活動 (2) 助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るための体制等を整備する。 ① 助成金の交付を適正に行うため、外部有識者からなる審査委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、助成対象活動及び交付額について審査を行う。 ② 助成金の交付対象の適切な採択に関し、選定に関する基準を策定する。 ③ 助成金交付に関する採択結果をホームページやパンフレットなどで公表する。 (3) 資金の運用及び管理については、金融機関の利率等を常に把握し、運用益の拡大を図るとともに、内外部の管理体制を整備する。 ① 物価上昇や経済情勢を勘案し、民間からの拠出金を募るとともに、国の財政状況を勘案し、かつ基金業務に支障のないよう資金計画を策定する。 ② 安全性の高い金融機関に対して基金の運用を委託するなど、資金運用を的確に実施する。 ③ 資金の運用及び管理に当たっては、内部牽制体制を設けるなど、内部組織体制を整備する。	助成業務の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。			A	・独法化初年度の多忙な時期に子どもゆめ基金創設による助成業務を立ち上げたことは高く評価できます。		
	①助成金の交付状況					・子どもゆめ基金助成金の交付状況については、別添資料１２－１～資料１２－４のとおり。	・助成業務に当たっては、透明性や公平性の確保に引き続き努めるとともに、その成果や効果についての調査方法について確立されることを期待します。	
	②助成金の交付に係る選考手続きに関し、客観性及び透明性の確保を図るための体制等の整備状況					・子どもゆめ基金助成金の審査体制及び審査基準等については、別添資料１３－１～資料１３－９のとおり。		
	③資金の管理及び運用益の拡充を図るための体制等の整備状況					・子どもゆめ基金の資金の管理及び運用益の拡充を図るための体制等の整備状況については、別添資料１４－１～資料１４－３のとおり。		

中 期 計 画 の 各 項 目	評 価 項 目		評 価 基 準			評 価 に 係 る 実 績	評 定	
	指 標		A	B	C		ABC 評 定	留 意 事 項
6 前各号の業務に附帯する事項 (1)子どもの体験活動等の重要性についての普及・啓発 ①子どもの体験活動や読書活動の重要性に関する普及・啓発を行うための事業及び子どもたちや関係者等が意見を発表、交換する機会を提供する事業の実施。 ②教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）などのメディアを活用した普及啓発事業等の実施。 (2)施設ボランティア ①主催事業に参加するボランティアを計画的に養成・登録し、資質向上の機会を設ける。 ア、青少年教育施設ボランティアセミナーの実施 イ、青少年教育施設ボランティア専門研修の実施 ②事業の企画立案や事業運営へのボランティアの参加を促進し、活動機会の拡充及び主催事業の充実を図る。	附帯業務の実施状況		・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。				※附帯する事項であることから、主業務の各項目の評定に含める。	
	①子どもの体験活動の重要性についての普及・啓発活動状況					・子どもの体験活動等の重要性についての普及・啓発活動状況については、別添資料 1 5 のとおり。		※助成事業の実施状況に含む。
	②施設ボランティアの活動機会の拡充状況					・施設ボランティアの活動機会の拡充状況については、別添資料 1 6 のとおり。		※主催事業の実施状況に含む。

○財務内容の改善に関する事項

中期計画の各項目	評価項目	評価基準			評価に係る実績	評 定	
	指 標	A	B	C		ABC 評 定	留 意 事 項
III 予算、収支計画及び資金計画							※必要に応じて評価を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
(1)期間全体に係る予算 (2)期間全体に係る収支計画 (3)期間全体に係る資金計画	収入の確保等の状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評価を決定する。				A	・子どもゆめ基金の出えん金の件数確保について努力は認めますが、更なる外部資金の確保に努めていただきたい。
	①自己収入の受入状況 ★目標：100% 自己収入決算額÷自己収入予算額	110%以上	100%以上 110%未満	100%未満	194.6% ・自己収入の受入状況については、別添資料17-1～資料17-3のとおり。		
	②外部資金の受入状況				子どもゆめ基金への出えん金として、59件、5,599千円がありました。		
IV 短期借入金の限度額							※必要に応じて評価を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
1 短期借入金の限度額 7億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することも想定される。	短期借入金の借入状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評価を決定する。			平成13年度は該当なし。		
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画							※必要に応じて評価を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
計画の予定なし	重要財産の処分等状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評価を決定する。			平成13年度は該当なし。		
VI 剰余金の使途							※必要に応じて評価を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
(1)利用者サービスのための施設設備の整備 (2)主催事業及び調査研究事業	剰余金の使用等の状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評価を決定する。			平成13年度は該当なし。		

○その他業務運営に関する重要事項

中 期 計 画 の 各 項 目	評 価 項 目	評 価 基 準			評 価 に 係 る 実 績	評 定	
	指 標	A	B	C		ABC 評 定	留 意 事 項
VII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項							※必要に応じて評定を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
1 施設・設備に関する事項 (1)長期的視野に立った施設整備の保守・管理を行うとともに、防災、研修の充実、快適な食・住環境の確保の観点から、必要な施設設備の改修等を計画的に進める。 。「高齢者及び身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の基準に従い、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、計画的な施設整備を進める。	施設・設備の整備状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。				A	・身障者等の施設の利用及び分煙についても更に配慮することを期待します。 ・自然環境に配慮した施設・設備の整備を引き続き行うことが望まれます。
	①長期的視野に立った施設設備の保守・管理状況				・施設整備の実施状況については、別添資料 1 8－1 及び資料 1 8－2 のとおり。		
	②防災、研修の充実、快適な食・住環境等の確保の観点に立った施設設備の整備状況				・同上		
	③高齢者及び身体障害者等の円滑な施設・サービスの利用に配慮した施設の整備状況				・同上		
2 人事に関する計画 (1)方針 ①職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修や専門的研修事業の活用を図る。 ②関係機関、民間団体との間で、広く計画的な人事交流を行い、多様な人材を確保する。 ③業務量及び職員の能力に応じて、人員配置を定期的に見直す。 (2)人員に関する指標 常勤職員について、その職員数の抑制を図る。	人事管理の状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。			・職員に対する研修の実施状況、関係機関等との人事交流の実施状況及び常勤職員数については、別添資料 1 9－1 及び資料 1 9－2 のとおり。	B	・専門性を兼ね備えた民間人との交流の推進が望まれます。 ・ナショナルセンターとして、高度な専門的知識を有するプロパー職員の養成・確保に取り組むことが望まれます。

資料 1-1

外部委託の実施状況

従来からの管理業務25件を継続するとともに、新規業務を10件、
合計35件の外部委託を行った。

(単位：件)

業 務 区 分	継 続	新 規	計
衛生管理関係	5	2	7
安全管理関係	5	—	5
サービス・案内関係	10	4	14
保守管理関係	4	—	4
その他	1	4	5
合 計	25	10	35

資料 1－2

外部委託による業務の効率化については、カルチャー棟清掃及び利用料金出納窓口支援の業務について、外部委託した場合とセンター自ら実施した場合の経費の効率化について検討を行った。

センター自ら実施した場合の人件費は、国家公務員のそれぞれの適用俸給表の平均給与額に退職手当や社会保険料など加えて計算した結果、カルチャー棟清掃及び利用料金出納窓口支援のいずれの業務についても、外部委託が金額的に安価のため、人件費の効率化を図った。

資料 2－1

光熱水料の節減状況

節減率（％）＝（１２年度使用料－１３年度使用料）÷１２年度使用料
※但し新規・拡充分は除く

$$＝（ 313,241,947円 － 304,419,640円 ） ÷ 313,241,947円 ＝ \mathbf{2.816(\%)}$$

資料 2-2

光熱水料の節減対策

区 分	対 策 内 容
電気	①ポスターなどの掲示等による節電に対する利用者への協力依頼 ②夏期及び冬期における冷暖房の設定温度の調整（±1度）による使用量の減 ③電気製品等については、省エネ機器等を優先し調達 ④設備の効率的な運用による使用量の減（地下駐車場の排風機） ⑤トイレ等への感知式スイッチの取り付け
水道	①ポスターなどの掲示等による節水に対する利用者への協力依頼 ②閑散期における施設利用の状況に応じた水道の元栓の閉鎖 ③節水コマの取り付け ④トイレ擬音装置の取り付け ⑤施設全体の配管等の漏水チェックの実施 ⑥夏期における冷房期間中の減水についての減免措置の活用
ガス	①夏期及び冬期における冷暖房の設定温度の調整（±1度）による使用量の減
その他	①電気については、使用料金の低廉化を目指し競争入札を導入することとし、官報公告による意見招請を実施したが、一社しか提案がなかったことから競争入札までには至らなかったが新たに電力会社と割引契約をすることができた。（契約は平成14年度から適用）

資料 3-1

物品の調達方法の改善状況

1. 契約方式の見直しの状況

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、センターにおいても、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、省エネ機器・設備その他環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるとともに、調達品の規格・品質等について検討を行いつつ、まとめ買いなど経費の節減に努めた。

2. 契約内容の見直しの状況

- (1) 大口需要者向けの電力小売自由化のメリットを最大限享受するために電力供給契約に当たって競争契約導入のために官報公告による意見招請を実施した（結果的に参加者が1社のみであったが、新たな割引契約（8.7%減）を締結）。
- (2) 電話料金の低廉化とサービスの向上を伴う新たな割引契約（割引率35%から40%に変更）を締結した。

3. 経費節減の実効性を確保するための取組状況

ポスターなどの掲示等による節電に対する利用者への協力依頼や夏期及び冬期における冷暖房の設定温度の調整（±1度）及び電気製品等については、省エネ機器等を優先し調達など、光熱水料等の抑制について計画的かつ継続的に取り組んだ。

調達方法の見直し及び光熱水料節減の方策について

趣旨 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの中期目標である業務運営の効率化を達成するために中期計画期間中に下記の観点で調達方策等を見直しを図る。

記

1. 契約方式の見直し

(1) 庁舎の維持管理契約（清掃、電気工作物保守、空調設備保守、消防設備保守等）

- ① 契約の性質、内容等からみて競争になじむものでありながら随意契約としているものについては競争契約とすることにより、契約金額の低減化を推進する。
- ② 予定価格が小額であるため随意契約としているものについては、見積合わせを行うとともに、他の業者における履行の可能性の検討や価格情報の収集などにより、契約金額の低減化を推進する。

(2) 物品調達は、次のとおりの契約の公正性及び経済性の一層の確保を図る。

- ① 契約事務取扱規則に定める予定価格の上限を超えて、随意契約又は指名競争契約としているものについては、一般競争契約の採用を徹底する。
- ② まとめ買いの徹底、調達品の品質の再検討等により効率的かつ経済的な調達を徹底し、経費の一層の節減に努める。
- ③ 環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針を踏まえ、より一層の徹底を図る。
- ④ 消費電力が少ない機器・設備の購入を図る。

2. 契約内容の見直し等

(1) 電力供給に係る一般競争契約の導入及び下水道料金に係る減免制度の活用

- ① 大口需要者向けの電力小売自由化のメリットを最大限享受できるよう、電力供給契約に当たっては一般競争契約を導入する。
- ② 下水道料金の減免制度の活用を図る。

(2) 電話料金に係る割引制度の活用等

- ① 電話料金の一層の節減を図る観点から、事業者が提供するサービス内容及び料金の新設・変更に係る情報収集に努め、適時適切に契約内容を見直す。

3. 契約に係る情報提供の充実

事業者の利便向上、入札参加機会の拡大及び一層の競争性の確保を図る観点から、特例政令に基づく契約以外の一般競争入札に係る契約についてもできる限りホームページ上で入札の公告を行い、調達情報の提供の、一層の充実を図る。

4. 経費節減の実効性を確保するための取組

「行政コスト削減に関する取組方針—行政の効率化を目指して—」を踏まえつつ、物品・役務等の調達方法の工夫や、光熱水料等の抑制等に計画的かつ継続的に取り組み、一層の経費節減を図る。

資料 3-3

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人 国立オリンピック記念青少年総合センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成13年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成13年度における調達の目標

平成13年度における個別の特定調達物品等の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年2月2日閣議決定）に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙） 印刷用紙 衛生用紙（トイレットペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2. 納入印刷物

調達目標は、100%とする。

3. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 定規 トレー 消しゴム ステープラー 連射式クリップ 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

クラフトテープ	
ブックスタンド	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ	
モルトケース	
鉛筆削	
OA クリーナー （ウェットタイプ）	
OA クリーナー （液タイプ）	
レターケース	
マウスパッド	
カッターナイフ	
OHP フィルム	
絵の具	
墨汁	
のり（液状）	
のり（澱粉のり）	
のり（固形）	
のり（テープ）	
ファイル	
バインダー	
カードケース	
チャック付ケース	
事務用封筒（紙製）	
けい紙・起案用紙	
ノート	
インデックス	
付箋紙	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
名札（机上用）	

4. 機器類

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

5. OA 機器

コピー機	13年度に購入する物品及び13年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標は100%とする。
電子計算機	13年度に購入する物品及び13年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標は100%とする。
プリンタ	13年度に購入する物品及び13年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標は100%とする。
プリンタ・ファクシミリ兼用機	13年度に購入する物品及び13年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標は100%とする。
ファクシミリ	13年度に購入する物品及び13年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標は100%とする。
スキャナ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
磁気ディスク装置	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

6. 家電製品

電気冷蔵庫等（冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫） エアコンディショナー テレビジョン受像機 ビデオテープレコーダー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7. 照明

蛍光灯照明器具 蛍光管	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------	------------------------------

8. 自動車

平成13年度調達分については、現在のところ調達予定はないが、すべて判断の基準を満たす低公害車又は低公害車以外の自動車を調達することとする。

低公害車	調達予定なし。
低公害車以外の自動車	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

9. 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、再生ポリエステルが50%以上使用されている製品を選択する。

10. インテリア・寝装

カーテン カーペット (織じゅうたん、ニードル パンチカーペット) 毛布	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品 を選択する。
--	--

11. 作業用手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. 設備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。

13. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

14. 役務（省エネ診断役務）

1箇所実施予定

II. 特定調達物品等以外の平成13年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 腕章、帽子を調達する場合には、制服・作業服の調達目標に準じて調達する。
2. トナーカートリッジを調達する場合は、再生トナーカートリッジを30%以上調達する。
3. 上記のほか環境物品の選択に当たっては、適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努める。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 所内にグリーン調達のための連絡会議を設ける。体制概要は別紙1のとおり。
2. 本調達方針は全ての部局を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ、公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
7. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
8. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
9. 本調達方針に基づく調達担当窓口は総務部会計課とする。

資料 3-4

環境物品等の調達実績

品 目	目標値	平成13年度実績			備 考
		購入額 (千円)	環境物品等 の購入額 (千円)	調達比率	
1. 紙類	100%	1,892	1,892	100%	
2. 納入印刷物	100%	32,445	32,445	100%	
3. 文具類	100%	6,814	6,814	100%	
4. 機器類	100%	67,187	67,187	100%	
5. OA機器	100%	4,090	4,090	100%	
6. 家電製品	100%	4,635	4,635	100%	
7. 照明	100%	5,344	5,344	100%	
8. 自動車	100%	調達なし	調達なし	—	
9. 制服・作業服	100%	272	272	100%	
10. インテリア・寝装	100%	22,223	22,223	100%	
11. 作業用手袋	100%	65	65	100%	
12. 設備	調 達 の 予 定 は なし。	調達なし	調達なし	—	
13. 公共工事	100%	調達なし	調達なし	—	
14. 役務	100%	調達なし	調達なし	—	

資料 3－5

$$\begin{aligned} & (\text{運営費交付金予算額} \div 0.99 - \text{運営費交付金決算額}) \div (\text{運営費交付金予算額} \div 0.99) = \% \\ & (2,477,640\text{千円} \div 0.99 - 2,477,640\text{千円}) \div (2,477,640\text{千円} \div 0.99) = \quad \mathbf{1\%} \end{aligned}$$

(算出内訳)

- 平成13年度運営費交付金予算額 2,477,640千円
(平成13年度運営費交付金予算額 4,477,640千円 － 新規・拡充分 2,000,000千円)

- 平成13年度運営費交付金決算額 2,477,640千円
(平成13年度運営費交付金決算額 4,477,640千円 － 新規・拡充分 2,000,000千円)

資料 4-1

事務情報システムの管理・運用状況

〔既設システム〕

システム	内 容	改善状況等
統合OAシステム	職員の事務情報化・ペーパーレス化を促進するシステム。全職員のパソコンにソフト「TeamWARE」（チームウェア）を登載している。メール、カレンダー、ライブラリ、フォーラム等の機能があり、コミュニケーションや情報発信、情報共有に活用している。	職員研修を通じ活用促進を図った。
ToDoList （トゥードゥーリスト）	職員相互の連絡、掲示、業務の依頼、業務の状況報告等ができるシステム。業務の効率化、迅速化を図る。	研修等により活用促進を図った。
無線 LAN システム	職員のパソコンをネットワークと無線で結ぶシステム。	
F A X 連携システム	ペーパーレス化の一環として、パソコンから直接相手先の F A X に送信するシステム。	研修等により活用促進を図った。
ホームページ	センターの概要、利用案内、施設紹介、主催事業、子ども放送局、子ども情報センター、子どもゆめ基金等の内容を掲載。利用者に対してセンターの諸活動や各種情報を提供している。	本年度新たに、子どもゆめ基金の内容を掲載した。
情報検索システム	青少年教育情報センターの資料、全国の青少年教育施設、国立の青少年教育施設のイベント等を情報検索する。	
図書管理システム	青少年教育情報センターの図書、雑誌、行政資料等を登録・管理する。 （約 45,000 冊を管理）	
電子図書館システム	センター発行の資料・報告書等の全文を電子化し、全文検索する。 （133 冊を管理）	
物品管理システム	センターの物品管理を行っている。	
給与システム	センターの給与関係業務システム。	
受入れ団体管理システム	センターの利用団体の受入業務システム。受入処理、帳票処理、収納処理、利用統計処理を行っている。	カルチャー棟の利用開始に対応できるように改修。

入退出管理システム	センター研修室の鍵管理システム。	カルチャー棟にも導入。
表示システム	センター利用者向けにトナー式掲示板に表示する。	カルチャー棟にも導入。
案内システム	センター主要場所に設置したタッチパネル式の情報端末システム。	カルチャー棟にも設置、内容を一部変更した。
VOD（ビデオ・オン・デマンド）システム	青少年教育情報センター、80人室以上の研修室等に設置。様々なビデオソフトを見ることができる。 (144タイトル)	
CATV（ケーブルテレビ）網	センターで制作される子ども放送局やエル・ネット（教育情報通信ネットワーク）の番組等の放送に活用。視聴者に高品質な画像の番組を提供している。	カルチャー棟にも導入。
衛星通信システム	通信衛星を利用し、子ども放送局、エル・ネットに利用。高度で迅速な情報伝達に役立てている。	

〔新規開発システム〕

区 分	内 容
子どもゆめ基金助成金システム	子どもゆめ基金助成金に係るデータベース及び申請団体データ管理、各種帳票作成システム。
文書公開システム	独立行政法人情報公開法に対応する文書ファイルの検索システム。情報開示請求にも迅速な対応が可能。

資料 4-2

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターペーパーレス化（電子化） 実施計画

平成 13 年 4 月 1 日
理 事 長 裁 定

1. 目 的

行政事務のペーパーレス化（電子化）について、政府においては「行政事務のペーパーレス化（電子化）に関する行動計画〔基本計画〕（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）が策定され、また、文部省においては「文部省行政事務ペーパーレス化（電子化）実施計画」（平成12年3月27日行政情報化推進本部決定）が策定され、ペーパーレス化（電子化）への取組の加速的な推進並びに取組の一層の強化を促すこととされている。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「当センター」という。）においても、これらの動向に対応して、行政事務の一層の効率化・高度化を図るため、ここに「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターペーパーレス化（電子化）実施計画」を策定し、計画期間内に内部事務の過半についてペーパーレス化（電子化）を目指すとともに、当センターにおける取組の一層の強化を図ることとする。

2. 計画期間

平成13年度を初年度とする3か年計画とする。（計画期間前半を「集中取組期間」と位置づけ、この期間内に次の3. で講じることとされる措置について、可能な限り実現を図る。

3. 具体的な方策

- ① ペーパーレス化（電子化）を実施すべき対象事務については、当センターに共通する内部事務とし、原則として計画期間内にペーパーレス化（電子化）実現することとして、その実現方法、実施目標年度等について検討を行い、具体的な実施計画を策定する。
- ② 業務プロセスの大幅な改革または制度的な改革を要する事務で、その実施に相当の期間を要するものについては、計画期間を超えて取り組むこととする。
- ③ 「行政コスト削減に関する取組み方針」（平成11年4月27日閣議決定）に掲げられたペーパーレス化（電子化）関連事項についても、着実に実施することとする。
- ④ 制度改正、規則改正、新たなルール作りを要するものについては、原則として期間内に所要の措置について結論を得るとともに、可能な限り早期に対応することとする。

4. 具体的方策の基本的な考え方

ペーパーレス化（電子化）に当たっては、所内LAN等のネットワーク、電子メール、電子掲示板等のグループウェア機能等、既存の情報基盤を十分に活用するものとする。
また、その他の情報基盤・情報システムの整備についても一層推進していくものとする。

5. 実現のための環境整備

- ① 紙依存体質からの脱却を図るため、所内事務の処理方法・手順をペーパーレス化（電子化）に向けて、適切なものへと計画的な見直しを図る。
- ② 前項の見直しの過程において、文書処理規程等内部規程の変更・改正・新たなルール作りが必要なものについては、計画期間内に所要の措置を講ずるものとする。
- ③ 職場の環境の整備に当たり、例えば、各職員が使用している文書収納スペースを削減し、共用スペースの拡大を図る等により、各人のペーパーレス化（電子化）に対する認識の転換を求める。
- ④ 行政情報化・ペーパーレス化（電子化）推進の核となる人材（パソコンリーダー等）を各課単位に配置し、各職員からの日常的な相談に気軽に応じられる体制を整備するものとする。また、ペーパーレス化（電子化）に対応する各種の情報システムの導入の際には、基盤の有効活用を図る観点から必要な職員に対する教育・研修の機会を十分に与えるものとする。
- ⑤ ペーパーレス化（電子化）の実施計画の実現に向け、その実効性を担保するための予算措置を図る。

6. 推進体制

ペーパーレス化（電子化）を実施すべき対象事務及び具体的な実施計画、実施方法等について検討するため「事務情報化推進委員会」を設置する。事務情報化推進委員会の構成は、別に定める。

また、事務情報化推進委員会における検討等に資するために、必要に応じてプロジェクトチーム等を組織するものとする。

7. フォローアップ等

- (1) ペーパーレス化（電子化）の進捗状況について、毎年度フォローアップを行うものとする。
- (2) ペーパーレス化（電子化）について、集中取組期間経過後における進捗状況を踏まえ見直しを行うほか、前期のフォローアップ結果等を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

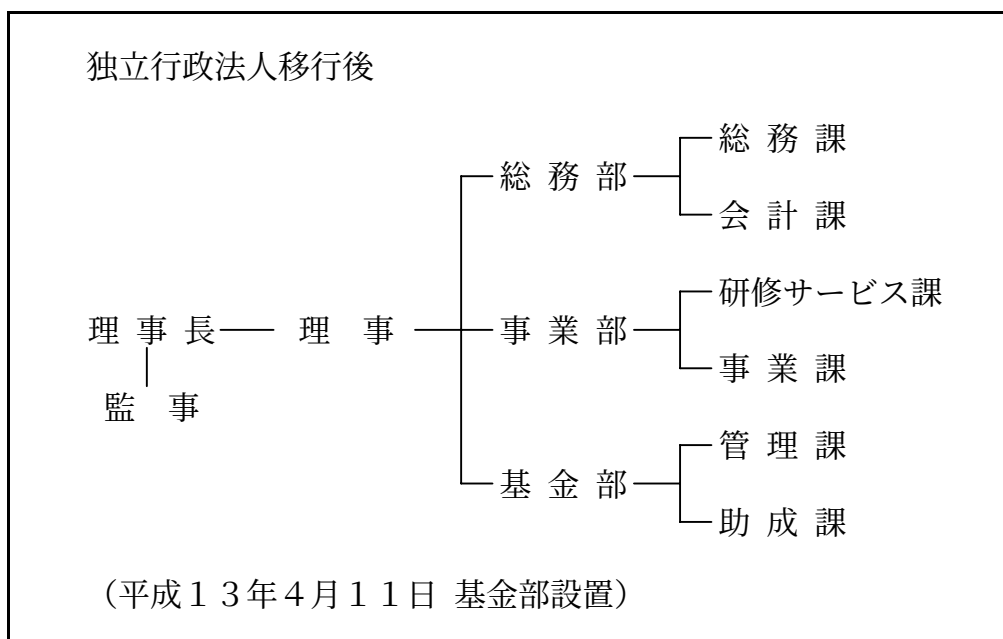
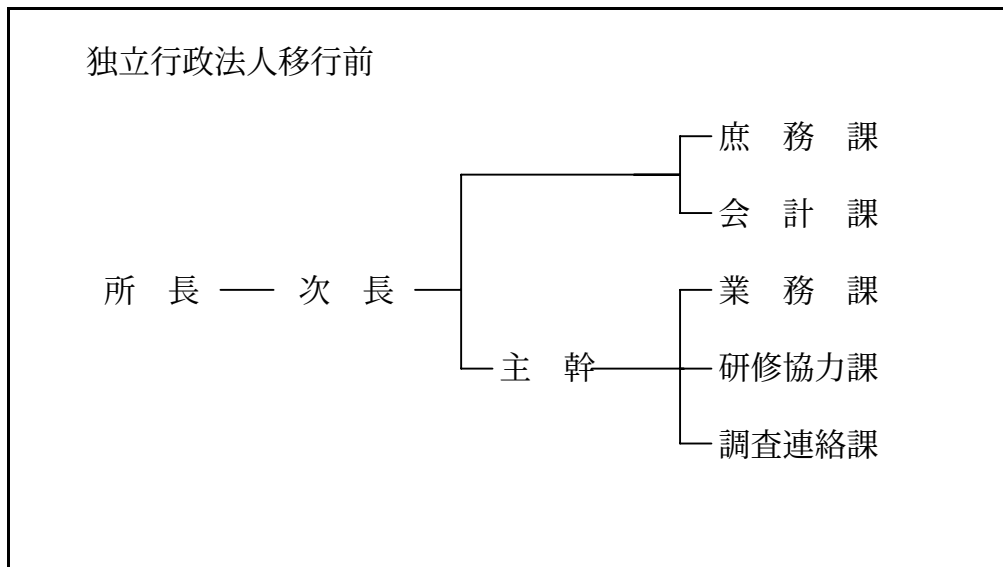
資料 4-3

事務情報化研修の実施状況一覧

研修会名等	目 的 (概 要)	参加者数又は 参加対象者
情報公開職員研修	情報公開の制度等を理解させ、情報公開事務の円滑な実施を図る	全職員
職員パソコン研修	パソコン機器の操作の知識・技術を習得させる	全職員
パソコンリーダー研修	パソコン機器の操作の高度の知識・技術を習得させる	各課パソコンリーダー
情報公開セミナー	情報公開についての情報交換・協議等により職員の資質の向上を図る	情報担当職員
情報システム統一研修	情報システムについての基礎的知識、最新の情報を習得させる	情報担当職員
情報セキュリティセミナー	情報セキュリティについての基礎的知識、最新の情報を習得させる	情報担当職員

資料5－1

独立行政法人移行前後の組織



資料 5-2

情報公開準備室の設置について

平成13年10月1日
理事長 裁定

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの情報公開に向けた実施体制の整備等について検討するため、以下のとおり情報公開準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

1. 準備室は、次の各号に掲げる事務を処理する。
 - （1）情報公開の実施体制の整備に関すること。
 - （2）情報公開に向けた具体的な実施計画及び実施方法に関すること。
 - （3）情報公開に関する諸規程等の整備に関すること。
 - （4）関係各課との連絡調整等に関すること。
 - （5）その他必要な事項
2. 準備室は、次に掲げる者で構成する。
 - （1）各課課長補佐（基金部助成課については、助成第一係長とする。）
 - （2）総務部総務課情報化推進係長及び係員
3. 準備室に情報公開準備室長（以下「室長」という。）を置き、会計課課長補佐をもって充てる。室長は、上司の命を受け、準備室の取りまとめを行う。
4. 準備室は、会計課に設置する。
5. 準備室の庶務は、総務部総務課情報化推進係が行う。
6. 準備室の設置期間は、平成13年10月1日から平成14年3月31日までとする。
7. その他、準備室の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

資料 5-3

中期計画推進室の設置について

平成13年10月1日
理事長 裁定

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにおける中期計画及び年度計画の円滑な実施を推進するため、以下のとおり中期計画推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

1. 推進室は、次に掲げる事務を処理する。
 - （1）中期計画及び年度計画に関する企画・立案に関すること。
 - （2）評価及び事業報告書等の取りまとめに関すること。
 - （3）関係各課との連絡調整等に関すること。
 - （4）その他必要な事項
2. 推進室は、次に掲げる者で構成する。
 - （1）各課課長補佐（基金部助成課については、助成第一係長とする。）
 - （2）総務部総務課総務・企画係長及び専門職員
3. 推進室に中期計画推進室長（以下「室長」という。）を置き、総務課課長補佐をもって充てる。室長は、上司の命を受け、推進室の取りまとめを行う。
4. 室長及び総務部総務課専門職員は、専ら推進室の職務を行うものとする。
5. 推進室は、総務課に設置する。
6. 推進室の設置期間は、平成13年10月1日から平成14年3月31日までとする。
7. その他、推進室の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

資料 6-1

青少年教育指導者を対象とした高度かつ専門的な研修事業の実施状況

事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／ 定員 (人数) 満足度	共催団体 (協力団体)
国立青少年教育 施設新任職員研 修 (継続)	国立青年の家・少年自然の家 等の新任指導系職員に必要な知識・技術等について研修 を行い、能力の向上を図る。	6.11(月) ～16(土) (5泊6日)	独立行政法人国立 青年の家・国立少年 自然の家の新任指 導系職員	53 ／ 50 94%	独立行政法人国 立青年の家・国立 少年自然の家
国立青少年教育 施設新任事業課 長等会議 (継続)	国立青少年教育施設の新任事業課長に必要な基本的 事項について研修を行い、能力の向上を図る。	6.11(月) ～13(水) (2泊3日)	独立行政法人国立 青年の家・少年自然 の家の事業課長等 で経験が1年未満 の者	12 ／ 10 83%	独立行政法人国 立青年の家・国立 少年自然の家
青少年教育施設 指導系職員専門 研修 (継続)	国公立青少年教育施設における指導系職員としての職務に必要な専門的知識・技術 について研修を行い、指導者としての能力の向上を図る。	11.13(火) ～16(金) (3泊4日)	国公立青少年教育 施設指導系職員	45 ／ 40 97%	
生涯スポーツ推進指導者講習会 (継続)	地域のスポーツ指導者や 青少年教育指導者を対象に スポーツの理論・実技について講習を行い、指導者としての資質・能力の向上を図る。	12.5(水) ～7(金) (2泊3日)	都道府県及び市町村教育委員会担当 職員、地域における スポーツクラブ等の指導者、青少年教育施設職員、青少年 団体職員等	197 ／ 250 83%	文部科学省 (スポーツ・青少年局生涯スポーツ課)

青少年教育施設 ボランティアセ ミナー (継続)	青少年教育施設における ボランティア活動に必要な 基礎的な知識・技術について 研修を行い、施設ボランティ アの養成を図る。	年間3回 5.26(土) ～27(日) 6. 9(土) ～10(日) 7.14(土) ～15(日)	青少年教育施設の ボランティアを志 す者(高校生・専門 学校生・大学生・社 会人等)	41 ／ 40 91%	(協力) (社)日本青年奉 仕協会
青少年教育施設 ボランティア専 門研修 (継続)	ボランティア活動の充実 に必要な専門的知識・技術に ついて研修を行い、ボランテ ィアとしての資質の向上を 図る。	年間6回 6.16(土) 6.30(土) 9.15(土) 10.27(土) 平成14年 2. 3(日) 3.16(土)	センターにボラン ティアとして登録 している者	(平均) 15 ／ 50 91%	
子ども科学教室 指導者養成セミ ナー (継続)	地域で身近な科学の実験 や工作をテーマにした教室 や講座を企画・指導する人材 の養成を図る。	9.20(木) ～24(月) (4泊5日)	青少年教育施設職 員、青少年団体指導 者、科学館職員、学 校教育関係者、その 他理科教育に関心 のある者	35 ／ 40 100%	

国立青少年教育施設新任職員研修

1. 施設名

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

2. 期間

平成13年6月11日（月）～16日（土） 5泊6日

3. 対象

独立行政法人国立青年の家・少年自然の家の新任指導系職員50人
（参加53人：該当者全員が参加）

4. 事業のねらい

（1）対応課題

「学社融合と『総合的な学習の時間』」「施設ボランティア活動」「自然体験活動」「事業評価」「ホスピタリティ」など青少年教育施設を取り巻く今日的な課題を盛り込んだ。

（2）ねらい

地域における中心的な施設である国立青少年教育施設の新任指導系職員に要求される基本的な知識・技術の習得を徹底する視点から、研修事項と構成を下記のとおり設定した。

- ① 青少年教育及び青少年行政に関する基本的な理解と動向の把握
- ② 青少年教育施設の事業と運営に関する基本的な理解と実態の把握
- ③ 青少年教育施設の課題と事業企画の視点と技術
 - a 青少年教育施設が今取り組むべき課題と背景
 - b 青少年教育施設を取り巻く機関・団体の動向
 - c 事業プログラムの方法・技法
- ④ 事業の企画と評価
- ⑤ 事業運営の留意点

5. 事業の概要

- ・これまで文部省（現文部科学省）と共催で実施していたが、独立行政法人化に伴い、新たに独立行政法人国立青年の家、同国立少年自然の家との連携・協力による共催事業として実施した。
- ・基本的な理論から実践、基本を理解した上で具体的な事業の企画・演習に進むという構成とした。

6. 事業の成果

（1）成果

研修内容が実際の職務の中で「役に立っているか」を把握するために、研修終了5ヶ月後にアンケート調査（追跡調査）を行った。その結果、「専門職員の役割と職務の実践」「アクティビティの理解と実習」「事業立案の実践」「ホスピタリティトレーニング」など実践的な内容が上位を占めた。参加者のニーズや研修効果についての基礎的な資料を得ることができた。

（2）課題

- ・参加者は、直ぐに役立つノウハウを求める傾向があり、今後これらのニーズにどう対応していくか検討する必要がある。
- ・この研修事業参加者のフォローアップや他の研修事業との関連などを踏まえながら、青少年教育施設指導系職員対象の研修のシステムを開発していくことが重要である。
- ・「青少年教育のナショナルセンター」としては、参加対象を国立だけに限定するのではなく公立の青少年教育施設まで広げるなど、全国レベルの指導系職員の資質の確保と向上を図る必要がある。

子ども科学教室指導者養成セミナー (子ども科学実験教室)

「子ども科学実験教室」は「子ども科学教室指導者養成セミナー」の実習プログラムとして位置づけている。

1. 施設名

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

2. 期間

- ①「指導者養成セミナー」平成13年9月20日(木)～24日(月)
- ②「子ども科学実験教室」平成13年9月22日(土)～23日(日)

3. 対象

- ①「子ども科学教室指導者養成セミナー」青少年教育施設職員、青少年団体指導者、科学館職員、学校教育関係者その他理科教育に関心のある者 40人(参加35人)
- ②「子ども科学実験教室」 中学生80人(参加66人)

4. 事業のねらい・必要性

(1) 対応課題

科学・理科離れ、知的好奇心や創造性を育む学習の機会の拡充といった今日の重要課題に対応。

(2) ねらい

- ・青少年教育施設や公民館、地域で魅力的な「科学教室」を企画できる指導者の養成を目的とした。
- ・実験項目は、ものづくりを主体に日常生活の中で子どもたちが疑問を持ちやすい内容で、身近な素材から作るものとした。

(3) 必要性

青少年の科学・理科離れへの対応とともに、知的好奇心や創造性を育む機会の拡充が求められる中、学校教員以外にも様々な地域の指導者の養成が必要である。

5. 事業の概要

- ・プログラムは、有山正孝(前電気通信大学長)を主査とした企画委員会で検討した
- ・1日目・2日目は、講演「自然を子どもに」、講義「科学教室での良い教材の選び方」、その他「テープデッキの仕組みを探る」など3つの講義・実習を行う。
- ・3日目と4日目は「子ども科学実験教室」を実施。参加した中学生を対象に、講義・実習で習得した3つの実験を実習プログラムとして指導する。
- ・研修の成果を受講者が共有できるように、4日目に班別反省会、最終日に研究協議の項目を新たに設定した。

6. 事業の成果

(1) 成果

- ・アンケートでは「講義・実習で習得した内容を実際に子どもたちに指導する編成が有意義であった」、「公民館などですぐに実施できそうな内容であった」など参加者の満足度が高い。
- ・参加者は研修の成果を生かし、地域の青少年教育施設や科学館で実際に講座や実験教室を企画し、子どもたちを指導している。

(2) 課題

- ・現在のプログラムは、実習中心となっているが、学校外における科学体験の意義や指導者に求められる役割を一層研究し、より効果的なプログラムの在り方を検討・見直していく必要がある。

資料 6-4

青少年教育関係者による青少年教育の充実や現代的課題についての全国的な研究協議の実施状況

事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／ 定員 (人数) 満足度	共催団体 (協力団体)
全国青少年相談 研究集会 (継続)	青少年相談事業に関する知識・技術等について研究協議や事例研究を行い、今後の青少年相談事業の充実を図る。	平成14年 1.23(水) ～24(木) (1泊2日)	青少年教育関係者、学校教育関係者、ボランティア関係者、社会福祉関係者、各自治体における首長部局や教育委員会、警察関係者、その他青少年の相談に携わる関係者等	325 ／ 250 93%	文部科学省 (スポーツ・青少年局青少年課)
青少年教育国際 シンポジウム (継続)	青少年に係る諸課題について、海外の研究者等を招聘し、国際的な視野から研究協議を行い、我が国の青少年教育の充実に資する。	平成14年 1.25(金)	青少年教育関係者、学校教育関係者、ボランティア関係者、社会福祉関係者、各自治体における首長部局や教育委員会、警察関係者、その他青少年の相談に携わる関係者等	228 ／ 200 88%	
青少年野外教育 全国フォーラム (継続)	青少年の野外教育推進上の課題等について協議・事例研究等を行う全国会議を実施し、青少年の野外教育の全国的普及と推進を図る。	平成14年 2.16(土) ～17(日) (1泊2日)	青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、青少年団体指導者、学校教育関係者、研究者、民間教育事業者、その他青少年の野外教育に関心のある者	333 ／ 300 89%	

全国青少年相談研究集会

1. 施設名

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

2. 期間

平成14年1月23日(水)・24日(木) 1泊2日

3. 対象

青少年教育関係者、学校教育関係者、ボランティア関係者、社会福祉関係者、各自治体における首長部局や教育委員会、警察関係者、その他青少年の相談に携わる関係者等 250人 (参加 325人)

4. 事業のねらい・必要性

(1) 対応課題

昨今の青少年を取り巻く課題(児童虐待の増加、犯罪の低年齢化など)と青少年教育上の課題(家庭の教育の充実、体験活動の充実、地域における教育力の再生など)に対応。

(2) ねらい

- ・青少年相談事業は青少年教育、学校教育、社会福祉、警察、法務等の諸機関で幅広く実施されているが、これらの相談機関の担当者が一同に会して研究協議を行う機会は少ない。特に縦割りになりがちな日常の活動を横断的かつ全国的に支援する。
- ・本事業は長く続いている事業ではあるが、青少年による凶悪犯罪の増加、いじめや不登校、児童虐待の問題など相談担当者が理解すべき事柄は現在ますます多岐にわたってきており、この研究集会を通じて情報の共有、担当者間の連携を促進する。

(3) 必要性

不登校・ひきこもり、青少年犯罪の凶悪化、児童虐待や家族の崩壊など青少年を取り巻く環境が悪化する中、青少年の「心」の教育の充実が緊急課題である。このためには青少年に対する相談を実際に担当する多様な機関間の情報の共有化と連携が必要である。そのための相談員等が一堂に会する唯一の全国的な研究協議会を企画・実施した。

5. 事業の概要

- ・「子どもの心と家庭・地域・社会」をテーマとした。
- ・青少年問題の国際的な情報を参加者に提供するため、主催事業である「青少年教育国際シンポジウム」と合同で実施、海外から研究者・実践者を招聘した。
- ・特別講演「子どもの心と社会変化」 野田正彰(京都女子大学教授、大宅ノンフィクション賞受賞者)
- ・行政説明「青少年の現状と青少年行政」 (内閣府)
- ・分科会(研究協議・ワークショップ)

6. 事業の成果

(1) 成果

- ・この事業に対する参加のニーズは高く100人を超える参加希望者を断ることとなった。青少年相談関係機関にこの事業の存在が浸透している結果であると考えられる。
- ・1日目に基調講演を行い、2日目に分科会を置くというプログラム展開もおおむね好評で、期間を長くして分科会をもう少し多く選択したいという声も聞かれた。
- ・新たに事業記録として「青少年相談の現状と課題」をとりまとめ、青少年教育施設等をはじめとして関係機関に送付した。

(2) 課題

- ・昨今の青少年の状況は、個々の専門機関まかせでは対応困難な状況にある。地域の教育力の重要性が力説される現況にあって、本研究集会の在り方も単に各専門機関の職員が集まるだけにとどまらず、成果を普遍的なものに一般化していく必要がある。

青少年野外教育全国フォーラム

1. 施設名

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

2. 期間

平成14年2月16日（土）～17日（日）

3. 対象

青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、青少年団体指導者、学校教育関係者、研究者、民間教育事業者、その他青少年の野外教育に関心のある者300人（参加333人）

4. 事業のねらい・必要性

（1）対応課題

- ・ 青少年の「生きる力」を育成する上で「自然体験活動の充実」という今日の重要課題に対応。

（2）ねらい

- ・ 青少年の野外教育の全国的普及を図るため、関係者が一堂に会し、青少年の野外教育推進上の課題等について協議・情報交換を行う全国会議を実施する。
- ・ 事業開始5年目ということを受け、これまでの取組の総括と今後の青少年の野外教育の発展を目指して参加者が自らの課題を捉え直すことができるよう配慮した。

（3）必要性

青少年の「生きる力」を育成する上で自然体験活動が担う役割の重要性に鑑み、今後の野外教育の推進のため、企業やNPO等の民間を含めた多様な実践者等の情報の共有化と連携が必要である。そのための唯一の全国的な研究協議会を企画・実施した。

5. 事業の概要

- ・ 野外教育で活躍する著名な研究者やNPO、文部科学省で構成する実行委員会でプログラムを企画した。
- ・ 1日目は総論的な内容、2日目は専門的な知識や体験などで組み立てた。野外教育、自然体験活動に関心が高まっていることを受け、分科会を7から11に増やした。
- ・ 1日日夜のナイトセッション（参加自由）では、自由討議のテーマ（7題）と事例報告（12題）を参加者が事前に提案できるようにするなど、積極的な参加場面を設けた。

6. 事業の成果

（1）成果

- ・ 平成8年から5年間の野外教育に関する流れと評価、今後の課題が基調講演で取り上げられた結果、初めての参加者も含め、全体で野外教育に関する共通理解ができ、その後の分科会等でいかされた。
- ・ 事業記録として報告書を取りまとめ、青少年教育施設以下関係機関に送付した。

（2）課題

- ・ 5年間継続して実施したことにより、参加者のレベルの広がりが生じている。その対応として、各レベルに対応する方法をとるのか、対象をしばらく、そのレベルに合わせた方法をとるのか、それとも折衷案でいくのかを、今後考えていく必要がある。
- ・ 本フォーラムで行政・施設と民間の交流を進めてきたが、今後は青少年の体験活動と学校教育が連携することも強く望まれるため、野外教育を更に広く理解してもらうためにも、学校教員の参加を促す方策を取る必要がある。

資料 6-7

青少年を対象とした現代的課題に対応した各種講座や様々な体験活動の実施状況

事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／ 定員 (人数) 満足度	共催団体 (協力団体)
全国青少年総合 フェスティバル (新規)	センターの施設整備が全面的に完了したことを記念するとともに、次代を担う青少年の活動や青少年教育の課題を展望し、21世紀の青少年活動の一層の振興を図る。	6.21(木) ～23(土)	全国の青少年団体及び関係者、センターの利用団体・グループ、一般入場者	1,312 (シンポジウム・分科会) 84%	(協力) (社)中央青少年団体連絡協議会及び加盟8団体
青少年舞台芸術 フェスティバル (新規)	カルチャー棟完成記念事業として、青少年による音楽・演劇・伝統芸能などの公演並びに関連する展示等を行い、青少年関係芸術・文化団体の活動の充実及び相互交流に資する。	7.2(月) ～8.31(金)	青少年及び青少年教育関係者	23,806 〔「子ども演劇講座」〕 92% 〔「青少年合唱の祭典」〕 84%	「子どもと舞台芸術」出 会いのフォーラム 実行委員会 (協力) 他4事業の 実施は劇団 及び関係団 体に委託
国際パーカッ ション・フェス ティバル2001 (新規)	「青少年舞台芸術フェスティバル」に連動する事業として、中学生から高校生を対象とする打楽器の展示や体験学習、各国の演奏家によるコンサート等を通して、青少年の文化・芸術の促進に資する。	6.28(木) ～7.1(日)	中学生・高校生及び指導者、青年打楽器奏者	881	日本打楽器 協会

高校生による「手作りロボット教室」 (継続)	ロボット作りを通して、ものづくりの楽しさを体験し、創造性や工夫する意欲を育む。	8. 4(土) ～ 6(月) (2泊3日)	小学校5・6年生	40 / 30 95%	(協力) (社)全国工業高等学校長協会
子ども科学実験教室 (継続)	科学に関心のある子どもを対象に、日頃、学校の授業では経験できないユニークな実験等を通して、科学の楽しさを体験させる。	9.22(土) ～23(日) (1泊2日)	中学生	66 / 80 82%	
子ども科学工作教室 (継続)	子どもたちに科学やものづくりに興味をもってもらうことを目的に入門的な講座を実施する。	4.21(土)	小学校4～6年生	35 / 30 100%	
手作り楽器を楽しまう (継続)	子どもたちに音の不思議や音楽の楽しさを体感してもらうことを目的に入門的な講座を実施する。	11. 3(土)	小・中学生及びその家族	52 / 50 92%	
中学生ボランティア学習講座(新規)	中学生がボランティア活動に対する認識を深め、自分自身や社会について学習するプログラムを開発することを目的に試行的に実施する。	平成14年 3. 9(土) ～10(日) (1泊2日)	中学生	40 / 30 98%	(協力) 独立行政法人 国立科学博物館、NPO法人自然と遊びの会、同シャプラニール＝市民による海外協力の会

ウィークエンド 子どもスクエア (継続)	学校週5日制で学校が休み	年間5回	小・中学生及びその家族	(平均)	
	となる土曜日に子どもたち	5.12(土)		(小・中	
	が集い、異年齢の子どもが施	6. 9(土)		学生)	
	設ボランティアと触れ合い	9. 8(土)		3 6	
	ながら、ゲームや工作、スポ	12.22(土)		/	
	ーツ活動など様々な体験活	平成14年		3 0	
	動を行うとともに、ボランテ	2.23(土)		9 3%	
	ィアの活動の場を開発する。				

中学生ボランティア学習講座

1. 施設名

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

2. 期間

平成14年3月9日（土）～10日（日）

3. 対象

ボランティア活動に興味のある中学生30人（参加40人）

4. 事業のねらい・必要性

（1）対応課題

- ・青少年の奉仕体験，ボランティア活動の推進といった今日の重要課題に対応。

（2）ねらい

- ・ボランティア活動については「体験をさせて終わり」といった事例が多く、「ボランティア学習」プログラムがあまりないため、先導的なモデル開発を行う。
- ・ボランティア活動の学習効果に着目したプログラムとして、ねらいを以下のよう設定した。
 - ①ボランティア活動の認識を深める
 - ②人との関わりを通して、コミュニケーション能力を高める
 - ③自分自身に対する理解を深め、自己の成長を促す
 - ④社会に目を向け、社会的な問題についての関心を高める

（3）必要性

青少年の社会性の低下や耐性の欠如が問題化される中、奉仕体験・自然体験・社会体験など様々な体験活動の充実が課題となっている。特にボランティア活動については体験を学習として位置づけ構成したプログラムが不足しているため、先導的なモデル開発が必要である。

5. 事業の概要

- ・ボランティア研究者や学校の教員等の協力を得て「青少年教育施設におけるボランティア学習プログラムの在り方に関する調査研究」を平成13年11月より行っている。
- ・本調査研究では、中学生を対象としたボランティア学習プログラムの開発を目指し、平成13年度の主催事業である「中学生ボランティア学習講座」を試行事業と位置づけ、プログラムを検討し、実施した。
- ・具体的なプログラムでは、ボランティアを実際に体験することを中心に、体験内容の意識化を図るため、ふりかえりのワークショップを行うなど参加型の構成とした。
- ・体験内容は、比較的良好に行われている福祉体験をはずし、3つの体験（博物館・国際協力・自然と遊び）を用意し、中学生自身が、選択した体験場所に2日連続で出かけ、2日目については、より主体的な体験となるように設定した。

6. 事業の成果

（1）成果

- ・中学生の参加意欲や主体性を高めるようなプログラム構成としたが、そのことで、中学生のボランティア意識や意欲の向上を心理学の調査手法により、客観的に観察することができた。
- ・参加中学生の関心も高く、定員の2倍強の応募があった。また、中学生を対象とした新しいボランティア番組（NHK教育テレビ）にも取材され放送された。

（2）課題

今回は、博物館やNPO法人と連携を図りながら実施したが、今後は、他の青少年教育施設との協力による試行事業の実施などを通じて、施設の特徴を生かしたプログラムやボランティア学習の継続的な取り組みの方法についても、調査研究を進めていく必要がある。（平成14年度実施予定）

資料 6-9

外国の青少年や青少年教育指導者との国際交流や研究協議の実施状況

事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／ 定員 (人数) 満足度	共催団体 (協力団体)
日独青少年教育 施設等指導者研 究会 (継続)	日本とドイツの青少年教 育指導者が、共通の課題等 について研究協議し、今後の青 少年教育の充実に資する。	5.22(火) ～23(水) (1泊2日)	ドイツからは青少年教 育に携わる指導者、日 本は国立青少年教育施 設指導者等	31 ／ 50 (ドイツ側) 100% (日本側) 91%	(財)世界青 少年交流協会
アジア地域青少 年教育施設指導 者セミナー (継続)	アジアの青少年教育施設 指導者を招聘し、日本の青少 年教育の現状等についての 研修機会を提供するととも に、アジアにおける青少年教 育事情の情報収集と参加国 とのネットワーク化を図る。	10.10(水) ～11.9(土) (30泊31日)	アジア各国の青少年教 育施設指導者	招聘者 4名	
世界青年交流イ ベント (継続)	各国留学生・在日外国人と 日本の青年が、共通の課題等 について協議することで、相 互の国際理解と異文化理解 を促進する。	10.14(日)	各国留学生・在日外国 人及び日本青年等	75 ／ 100 90%	

日独青少年教育施設等指導者研究会

1. 施設名

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

2. 期間

平成13年5月22日（火）～5月23日（水）

3. 対象

ドイツ：青少年教育に携わる指導者

日本：国立青少年教育施設指導者等 計50人
（参加31人 ドイツ8人 日本23人）

4. 事業のねらい・必要性

（1）対応課題

青少年教育に係る国際貢献、国際協力、指導者の交流といった今日の重要課題に対応。

（2）ねらい

この事業は、日本とドイツ両国の青少年教育指導者が共通の課題等について研究協議し、双方の情報交換を通じて、今後の青少年教育の充実に資することをねらいとしている。

（3）必要性

青少年教育に係る国際的な情報・知見の交換や協力関係の構築は、当該領域での日本による国際貢献の推進や日本の青少年教育の振興のため重要であり、そのための機会をナショナルセンターである当センターが提供することが必要である。

5. 事業の概要

- ・日本とドイツの政府間レベルの交換研修として、（財）世界青少年交流協会が実施している「日独セミナー」（昭和46年開始）と連動する形で平成6年度より実施している。
- ・青少年の奉仕活動とボランティア活動が大きな課題となる中、「青少年のボランティア活動」をテーマとした。このため、センターボランティアにも参加を呼びかけた。
- ・基調講演により両国の青少年に関するボランティア活動の教育的意義と現状について共通理解を図り、分科会において社会・個人・国際協力の観点から協議。

6. 事業の成果

（1）成果

- ・基調講義や研究協議を通じて、講師と参加者及び参加者間の活発な意見交換や情報交換が行われた。また当センターボランティアの参加によって、ボランティア活動をする立場からの発言も得られ、日独双方の理解が進んだ。

（2）課題

- ・研究協議は熱心な討議が行われ、参加者から「時間がもっと欲しい」との意見が多数あった。ドイツ側と日本側の双方から意見交換が行われ、通訳にも時間を要することから、研究協議には十分な時間設定が必要である。
- ・テーマは日本とドイツ双方の青少年教育の現状を考慮し、共通の課題となるよう検討しなければならない。具体的なプログラム作成にあたっては、ドイツ参加者の日程やメンバー構成等が毎年異なることから、日本側、ドイツ側双方にとって効果的な事業とするための事前準備が重要となる。

アジア地域青少年教育施設指導者セミナー

1. 施設名

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

2. 期間

平成13年10月10日(水)～11月9日(金)

3. 対象

アジア各国の青少年教育施設指導者 招聘者4人

(インドネシア共和国、モンゴル国、ネパール王国、スリランカ民主社会主義共和国の各国1人)

4. 事業のねらい・必要性

(1) 対応課題

青少年教育に係る国際貢献、国際協力、指導者の交流といった今日の重要課題に対応。

(2) ねらい

アジアの青少年教育施設指導者を招聘し、日本の青少年教育の現状等について研修機会を提供することにより、アジアにおける青少年教育の振興及び参加国とのネットワーク化を図ることを目的として平成元年度から実施している。

(3) 必要性

青少年教育に係る国際的な情報・知見の交換や協力関係の構築は、当該領域での日本による国際貢献の推進や日本の青少年教育の振興のため重要であり、そのための機会をナショナルセンターである当センターが提供することが必要である。

5. 事業の概要

- ・文部科学省、内閣府訪問。
- ・講義「日本の青少年について」、「日本の青少年教育施設について」等。
- ・青少年教育関係団体との交流(「ボーイスカウト」)。
- ・その他、国立淡路青年の家、国立室戸少年自然の家、国立中央青年の家において研修を行い、日本の青少年教育施設についての実態を体験、視察を行った。
- ・招聘者は原則、青少年教育施設の運営・管理または青少年教育に関する実務者で40歳以下の者とし、実務的なレベルでの交流が行われるようにした。

6. 事業の成果

(1) 成果

アジアの青少年教育事情に関する情報の蓄積とともに、例えば長く招聘国であった韓国で当センターをモデルとした国立青少年教育施設が昨年開所、相互訪問するなどネットワークの基盤が逐次整備されつつある。

(2) 課題

- ・帰国した参加者を起点とした国際的な協力関係づくりについては、参加後のフォローアップが正直十分なされていない現状にある。
- ・参加者を「歓迎する」こと自体は重要であるが、中心的な目的は招聘した各国の指導者の資質向上を支援することにあることを踏まえ、プログラムの精選・見直しを進める必要がある。

資料 7-1

平成13年度利用者数

(単位：人)

区 分	宿泊利用	日帰り利用	計
青 少 年	275,099 (73.4%)	368,428 (45.9%)	643,527 (54.6%)
一 般	99,928 (26.6%)	434,712 (54.1%)	534,640 (45.4%)
計	375,027 (100%)	803,140 (100%)	1,178,167 (100%)

★目標 利用者数：100万人以上

青少年の割合 宿泊利用 ：70%以上

〃 日帰り利用 ：45%以上

資料 7-2

1. 平成13年度月別利用者数

(単位：人)

区分 月	宿泊	日帰り	計
4月	33,556	33,246	66,802
5月	32,302	53,410	85,712
6月	29,713	58,271	87,984
7月	33,171	92,074	125,245
8月	42,586	68,592	111,178
9月	34,227	58,115	92,342
10月	26,964	77,331	104,295
11月	26,734	79,699	106,433
12月	28,934	66,666	95,600
1月	22,648	61,059	83,707
2月	29,419	84,058	113,477
3月	34,773	70,619	105,392
総計	375,027	803,140	1,178,167

2. 平成13年度月別利用団体数

(単位：団体)

区分 月	宿泊	日帰り	計
4月	153	983	1,136
5月	211	1,167	1,378
6月	217	1,107	1,324
7月	255	1,300	1,555
8月	256	1,155	1,411
9月	278	1,591	1,869
10月	269	1,657	1,926
11月	208	1,728	1,936
12月	221	1,564	1,785
1月	211	1,430	1,641
2月	255	1,792	2,047
3月	250	1,809	2,059
総計	2,784	17,283	20,067

資料 7-3

利用者アンケート調査の結果

(単位：％)

区 分	引 率 者	利 用 者
研修施設の総合的な満足度	92.3	90.8
宿泊施設の総合的な満足度	88.1	82.8
今後もセンターを利用したいか	92.3	87.2
センターを利用した際の総合的な満足度	90.6	87.6

※ 「引率者」とは、利用団体の責任者であり、当センターとの事務的な窓口となっている者であり、「利用者」とは、利用団体の構成員で「引率者」以外の者である。

資料 8-1

新規利用の開発方策の検討と実施状況

センターの施設整備の完了に伴い、従前にも増して多様な利用が可能となったことから、幅広い利用の拡大を図るため、平成13年4月には研修サービス課に「利用促進係」を設置し、案内資料や広報の充実等を図るため、次のとおり新たな資料の作成、既存資料の充実更新及びそれらを活用した利用の促進の広報活動を実施した。更にはカルチャー棟での新規主催事業等を企画実施し、このことを通じて施設の広報も併せて行った。

① 施設案内

主に利用団体の引率責任者への配付を目的として、センター棟、国際交流棟、カルチャー棟、スポーツ棟、宿泊施設、生活関連施設等全ての施設・設備の概要及び用途等について説明した英文併記の資料を作成し、青少年関係団体、青少年教育施設等へ配付した。

② 国立オリンピック記念青少年総合センターの案内（4ツ折パンフレット）

従来から広く利用者に配付することを目的として、各研修棟、生活関連施設及び施設使用料金等を簡便に記載したパンフレットを作成していたが、全面的な見直しを行い、更新した。

本資料も青少年関係団体、青少年教育施設等へ配付した。

また、日常的に正門をはじめとして、所内各所に置き、利用に関心のある者が自由に持ち帰ることができるようにしている。

なお、本資料については、従来の英語版に加えて新たに韓国語版も作成し、外国人利用者へ配付しており、特に、韓国語版については、韓国の青少年教育施設等へも配付した。

③ PRチラシ

センターの施設を利用して実施できる活動等を簡単に紹介したPRチラシを作成し、大学生のスポーツ関連の全国組織へ持参し、広報活動を行った。

④ その他

ア. カルチャー棟における事業実施による利用促進

カルチャー棟の利用開始（９月）に先立つ６月～８月において、施設完成記念事業として、カルチャー棟の披露と広報を兼ねた「全国青少年総合フェスティバル」、「青少年舞台芸術フェスティバル」を実施した。

また、芸術文化団体による賛助公演（１４公演）の実施によりカルチャー棟の広報を行った。

イ．その他

幹部職員も含め職員一丸となって、来客や問合せがある毎に各種広報資料を配付し、ＰＲ活動に努めている。

また、特に全国的で大規模な団体については、役職員が研修会場まで出向いてＰＲ活動を行っている。

資料 8－2

新規利用団体数

(単位：団体)

区分 月	平成13年度	平成12年度
4月	115	89
5月	109	98
6月	117	110
7月	135	103
8月	132	101
9月	127	94
10月	142	85
11月	141	81
12月	139	106
1月	164	112
2月	149	118
3月	156	87
総計	1,626	1,184

資料 9

利用団体が利用目的を達成するための支援等の状況

利用団体が自主的な研修計画に基づき、効果的な研修が円滑に実施できるよう以下のようなことを実施し、利用者サービスの向上に努めた。

① 活動・研修のためのモデル・プログラムの開発

センターの各施設を利用して活動できるプログラムの紹介及び都内及び近隣の教育資源を活用してできるモデル・プログラム開発のための資料収集及び検討を行う活動プログラム検討委員会を設置した。

また、センターが実施した主催事業の概要についても、インターネットによる公開を行い、関係者が必要に応じて随時利用できるように便宜を図っている。

② 活動・研修のための案内資料の作成

資料8-1のとおり案内資料の作成を行っているが、外国人利用者向けの案内資料を充実するため、英語併記の施設案内を作成した外、4ツ折パンフレットについては、英語版及び韓国語版を作成した。

また、利用者の案内用として、構内各所にタッチパネル式のパソコンを設置し、センターの利用に関する情報（英文版を含む）提供を行っているが、提供する情報の内容の充実や画面を見やすくするなどの改訂を行った。

このほか、入所手続きや所内施設の概要及びその利用方法等を利用者に分かり易く解説した利用者への貸出用オリエンテーションCD（ビデオ）を製作中である。

③ その他利用者サービスの向上を図るために実施した事項

ア．利用相談窓口のレイアウトを変更し、利用者が落ち着いて利用相談、利用案内を受けられるように窓口と待合いスペースをゆったりとした配置とした。

イ．窓口順番待ちシステム（来訪者が機械から番号札を取り、窓口の対応を番号順に行っていくシステム）を新たに導入し、利用者が到着順に利用申込み等を行うことができるように公平性にも配慮した。

ウ．利用に関する電話の混雑時において、速やかな電話の対応が困難な場合、自動的に混雑している旨の音声による案内を行う電話応答システムを導入した。

エ. 利用申込み等の増加に対応するため、一部単純業務の外注化（利用申込みの電算入力業務等）を実施した。

オ. 利用の増大とともに、利用のキャンセルが増加していることから、施設の公正かつ効率的な利用のために利用団体に対して窓口での注意喚起を行うとともに、適正な利用申込みについて協力を要請した。また、大幅なキャンセルは、他の団体等の利用に影響を及ぼすことから、当該団体については、個別に注意を喚起し、協力を要請した。

カ. 喫煙に関する社会の動向を踏まえ、宿泊棟談話室及びレストランについて喫煙と禁煙のスペースを設けた。

また、カルチャー棟については、全館禁煙とし、建物の外部に喫煙コーナーを設置した。

キ. 正門を歩行者専用入口とし利用者の安全確保を図った。

ク. 構内の案内表示及びサインを見直し、利用者にとってより分かり易いものとするとともに、正門案内所についても利用者が立ち寄り易い場所に移設した。

ケ. 利用者に対する食事を提供している業者と「給食業務連絡協議会」（役員レベル）及び「給食業務運営担当者連絡会」（担当者レベル・毎月）を実施し、給食計画、給食の向上及び改善、保険衛生、安全管理等に関する協議を行い、利用者サービスに努めている。

特に、今年度は、食中毒対策はもとより狂牛病関連事項についても、速やかな対応に努めた。

また、利用者の声を反映させるために各食堂で実施している食事に関するアンケートの内容の見直しを行い、記入者が簡単に記入できて利用者の声が聞き取りやすいものとし、各食堂で様式を統一するなどして改善を図った。

コ. 大型バスで来所する団体のために大型バス駐車場を整備した。

サ. 利用案内のホームページをより分かり易くする観点から見直し・改訂を行った。

資料 10

連絡協力事業の実施状況

①青少年教育施設・青少年団体との連携を促進する事業の実施状況

事業計画	事業実施実績	効果
各青少年教育施設及び中心的な青少年団体等の代表者の参加を得て、連携促進に関する諸課題を検討する「青少年教育施設・団体連絡会議」を年1回開催する	・左記会議を平成13年6月に開催 ・参加機関団体等は(社)中央青少年団体連絡協議会、(社)全国青年の家協議会、NPO国際自然大学校等計26施設・団体	・独法化後の国立青少年教育施設と青少年団体等の今後の連携構築に向けた諸課題を検討できた

②大学、民間団体及び関係機関との共催事業の実施状況

機関・団体等の区分	機関・団体等名	実施事業名	効果
国の機関	文部科学省（青少年課）	全国青少年相談研究集会	文部科学省との共催で内閣府の協力も得ることができ、プログラムの充実（内閣府からの講師派遣）や効果的な参加者募集（警察関係者の参加）が図れた
	文部科学省（生涯スポーツ課）	生涯スポーツ推進指導者講習会	文部科学省が著名講師の交渉や参加者募集を担当、プログラムの充実と効果的な参加者募集が図れた
青少年教育施設	独立行政法人国立青年の家・同少年自然の家	国立青少年教育施設新任職員研修 国立青少年教育施設新任事業課長等会議	独法3法人の新たな協力関係構築の契機となるとともに、事業の企画や運営等の面で連絡協議を行うことでプログラムの充実と効果的な参加者募集が図れた
青少年団体・文化団体等	(財)世界青少年交流協会	日独青少年教育施設等指導者講習会	国際的な事業に協力することで、両国の最新の青少年施設等の情報の共有化やセンターを拠点とした指導者交流づくりの一助となった
	日本青年国際交流機構 (社)青少年育成国民会議 (社)青少年育成国民会議	アジア青年のつどい 「『家庭の日』絵画ポスター展」	国際的な事業に協力することで、センターの国際的な知名度の向上やネットワークの構築の一助となった 青少年の健全育成に果たす家庭環境の重要性、地域社会の大切さ等について広く一般に認識される一助となった
	青年ボランティア世界会議2001実行委員会 (社)青少年交友協会	世界ボランティア記念フォーラム 野外伝承遊び国際大会 野外伝承遊び国際会議	国際的な事業に協力することで、センターの国際的な知名度の向上やネットワークの構築の一助となった 国際的な事業に協力することで、センターの国際的な知名度の向上やネットワークの構築の一助となった
	日本打楽器協会	国際パーカッション・フェスティバル2001	ノウハウがないため、これまで取り組み難かった文化関係事業を実施することができ、青少年教育施設における文化関係事業の可能性を示せた
	出会いのフォーラム実行委員会	子どもと舞台芸術（出会いのフォーラム2001）	ノウハウがないため、これまで取り組み難かった文化関係事業を実施することができ、青少年教育施設における文化関係事業の可能性を示せた

③高等教育機関等に在学する社会教育実習生やインターンシップの受入れ実施状況

事業名	事業実施実績	効果
社会教育実習生の受入れ	・社会教育主事課程を置く大学を対象に、「社会教育実習」(4単位)の科目を受講する学生を実習生として受け入れ、社会教育主事の養成に協力 ・「受入事業コース」を2回、「主催・情報事業コース」を3回実施。受け入れた実習生は、3大学21名 ・実施に当たっては、各大学と準備、実習、修了後の各段階で連絡・協議を行い内容の充実に努めた	・参加学生が各大学における「社会教育実習」の単位を取得することで社会教育主事の養成に貢献
インターンシップの受入れ	・学生が大学で習得した知識や技術を当センターの実際のフィールドで実践・体験し、学習意欲の向上、職業意識の育成に寄与することを目的として、インターンシップの受け入れを実施 ・主催事業を中心として学生の履修内容に配慮しながら延べ20日間にわたり、学生1名の受け入れを実施	・参加学生へ職業体験の場を提供することにより、職業意識の育成に寄与

④国立青少年教育施設との連携を促進する事業の実施状況

事業計画	事業実施実績と効果
国立青少年教育施設との情報の交換・共有化の実施	・当センター及び国立青年の家、国立少年自然の家において、本年度実施予定の主催事業のプログラムをデータベース化(計539事業) ・インターネットを通して閲覧できるシステムで「イベントガイド」として公開 ・青少年活動を計画している青少年団体や個人・家族等に参加可能な主催事業に関する最新の情報を提供することで、全国の青少年活動の活発化に貢献
事例情報データベース「学習プログラム事例」の構築・更新	・当センター及び国立青年の家、国立少年自然の家がこれまで実施した主催事業のプログラムをデータベース化(平成14年度現在4,915事例) ・インターネットを通して閲覧できるシステムで「学習プログラム事例」として公開 ・これまで企画・実施されてきた主催事業に関する事例情報を提供することで、各青少年教育施設等による事業の企画の充実に貢献

⑤青少年の体験活動に関する情報を保有する機関・団体との連携を促進する事業の実施状況

事業計画	事業実施実績と効果
「子どもイベント」データベースの構築・更新等	・ 青少年団体等の関係機関・団体が企画・実施する全国規模の広域的な子ども向け事業に関する情報を、「子どもイベント」としてデータベース化 ・ 情報提供機関として1, 174 団体が登録。 ・ 全国の「子どもセンター」の情報誌作りを支援するため、ソフトウェア（CD-ROM）を、平成13年度は新しく設置された268カ所の「子どもセンター」に送付。現在まで計983カ所に送付 ・ 全国的、広域的な事業に関する情報を提供することで、子どものさまざまな体験活動の活発化に貢献

資料 11

調査研究事業の実施状況

①調査研究体制の整備状況	趣 旨	外部の有識者の協力実績	調査研究体制の整備実績
今後の青少年教育の方向に関する調査研究	今後の調査研究体制の構築と青少年教育に関する専門的な調査及び研究活動の充実を図る	・ 左記調査研究協力者として学校教育，社会教育，野外教育，青少年心理などの若手研究者等7名	・ 左記調査研究において今後の体制整備に向け，センターの調査研究の方向や今次の調査研究課題について検討。（1次とりまとめ，公表）

②青少年の推進に係る基礎的調査及び研究の計画的かつ継続的な実施状況	趣 旨	実施実績	普及実績と効果
青少年教育施設の概要等に関する全国調査	全国の青少年教育施設の実態を把握し，平成14年度実施予定の「青少年教育施設の事業運営に関する調査研究」の基礎資料とする	1289施設について施設概要，主な活動プログラム，主催事業の状況等，計33項目からなる調査票による調査を実施	・ 調査結果をもとに学校教育・青少年教育関係者等への情報提供として，インターネットで公開しているデータベース（活動場所ガイド）の更新・追加
青少年教育関係文献の調査収集	青少年教育に関する地方公共団体や青少年教育施設等が発行する行政資料等を計画的に調査収集	平成12年1月～12月中に作成・発行された青少年教育関係資料約580件を調査収集	・ 「青少年教育資料年報」第10巻発行 ・ 上記資料を国公立青少年教育施設，都道府県・指定都市の教育委員会等に送付 ・ インターネットで公開している「青少年教育関係資料」データベースの更新・追加

③青少年教育の今日的課題等に対応した，新規調査研究の実施状況	趣 旨	実施実績	普及実績と効果
今後の青少年教育の方向に関する調査研究（再掲）	今後の調査研究体制の構築と青少年教育に関する専門的な調査及び研究活動の充実を図る	・ 平成13年11月より月1回開催 ・ 各調査研究協力者からの提案と自由討議	・ 1次とりまとめを行い，インターネットで公表
青少年教育施設におけるボランティア学習プログラムの在り方に関する調査研究	主に中学生の体験活動としてのボランティア活動の学習効果に着目したモデルプログラムの開発研究	・ 左記調査研究協力者としてボランティア研究者，学校教員等計5名で平成13年11月より検討 ・ 14年3月に試行事業として「中学生ボランティア講座」を実施	・ 1次とりまとめを行い，インターネットで公表 ・ NHK教育放送のボランティア番組の取材に協力（放送で取り上げられる）

④研究紀要の発行などによる調査研究の成果の普及状況	発刊実績	普及実績
(1) 研究紀要	全国から13本の論文・報告などの投稿があり、研究紀要委員会の査読・掲載決定を経て第2号を刊行	・ 全国の関係機関等(1500か所)に送付 ・ 掲載論文全文を電子化し、「電子図書館」としてインターネットで公開
(2) 各種調査研究報告書	平成12年1月～12月中に作成・発行された青少年教育関係資料約580件を調査収集し、その目録を「青少年教育資料年報第10巻」として発行	・ 全国の関係機関等(1800か所)に送付 ・ インターネットで公開している「青少年教育関係資料」データベースの更新・追加
	「今後の青少年教育の方向に関する調査研究」及び「青少年教育施設におけるボランティア学習プログラムの在り方に関する調査研究」のとりまとめ	・ 1次とりまとめをインターネットで公表
	その他報告書(当センターが昨年度とりまとめた「事業効果測定のための調査票とその利用法」等6件)	・ 報告書全文を電子化し、インターネットで公開

⑤青少年教育情報センターの運営等による情報提供事業の実施状況	利用実績	蔵書の収集計画と実績	その他（利用者アンケート等）
	・入館者数は28,640人（前年度は27,932人）	・図書その他資料等の計画的な収集・充実を図るため「選書要綱」（平成13年4月1日）を制定 ・選書委員会を設置。一般図書の選書は各月1回の委員会で決定・購入 ・行政資料，一般図書を含めた計画収集冊数の5,000冊を達成（5,390冊 $5,390/5,000=107.8\%$） ・昨年度の増加冊数（4,346冊）と比較すると24%の増。	・平成13年11・12月に入館者に対するアンケート調査を実施。その結果，利用者の満足度は97%（目標80%以上） ・昨年度までの利用規則を見直し「設置及び利用に関する規則」（平成13年4月1日）を制定 ・平成14年1月より試行的に開館時間を18時まで1時間延長 ・11月より「青少年教育情報センターニュース」を毎月1回作成・配付

資料 12-1

平成13年度子どもゆめ基金助成金交付状況

助成対象活動の区分	応募件数	交付希望額 (千円)	採択件数	交付内定額 (千円)	交付決定 件 数	交付決定額 (千円)	確定件数	確 定 額 (千円)
子どもの体験活動	1,724	1,326,390	1,469	971,607	1,365	923,107	1,327	850,959
子どもの読書活動	257	162,348	207	91,805	194	87,561	192	84,425
教材開発・普及活動	87	921,408	30	285,668	29	281,505	29	278,641
合 計	2,068	2,410,146	1,706	1,349,080	1,588	1,292,173	1,548	1,214,025

資料 12-2

平成13年度子どもゆめ基金都道府県別応募・採択状況

(単位:千円)

都道府県	応募件数	交付希望額	採択件数	交付内定額
北海道	81	61,031	74	43,755
青森県	18	8,501	17	6,619
岩手県	47	12,813	41	9,489
宮城県	29	40,040	28	29,670
秋田県	28	8,466	26	6,569
山形県	13	20,961	11	5,808
福島県	33	18,337	31	16,048
茨城県	54	20,940	51	18,293
栃木県	28	14,251	24	9,755
群馬県	28	30,509	20	22,653
埼玉県	49	31,274	24	17,520
千葉県	40	15,591	38	12,176
東京都	256	952,089	185	515,586
神奈川県	65	85,961	49	16,266
新潟県	34	17,113	31	14,640
富山県	26	13,361	23	10,873
石川県	18	19,038	15	8,585
福井県	23	12,400	15	7,651
山梨県	11	3,971	10	3,296
長野県	75	39,059	55	25,975
岐阜県	35	53,010	30	41,181
静岡県	48	77,101	39	48,591
愛知県	45	49,449	37	32,047
三重県	32	20,609	27	17,543
滋賀県	32	24,382	29	20,131
京都府	126	122,511	98	49,021
大阪府	187	209,833	156	97,358
兵庫県	81	63,711	73	31,418
奈良県	21	30,309	15	9,088
和歌山県	25	22,674	19	7,080
鳥取県	16	9,080	14	6,319
島根県	31	13,151	25	10,160
岡山県	30	13,562	26	7,621
広島県	27	20,535	24	8,300
山口県	33	18,855	29	16,737
徳島県	31	23,019	28	18,468
香川県	10	4,908	7	2,598
愛媛県	19	12,072	19	9,625
高知県	16	9,672	16	8,576
福岡県	66	56,849	49	20,943
佐賀県	12	6,811	9	3,602
長崎県	22	17,320	20	14,817
熊本県	36	43,609	32	19,655
大分県	18	6,803	15	4,252
宮崎県	39	12,776	34	9,533
鹿児島県	61	23,365	56	17,324
沖縄県	13	18,464	12	15,865
合計	2,068	2,410,146	1,706	1,349,080

資料 12-3

平成13年度体験活動 活動規模別応募・採択状況

(単位：千円)

活動規模	応募件数	交付希望額	採択件数	交付内定額
全 国	130	518,190	101	370,932
都道府県	389	352,885	325	270,372
市区町村	1,205	455,315	1,043	330,303
合 計	1,724	1,326,390	1,469	971,607

平成13年度読書活動 活動規模別応募・採択状況

(単位：千円)

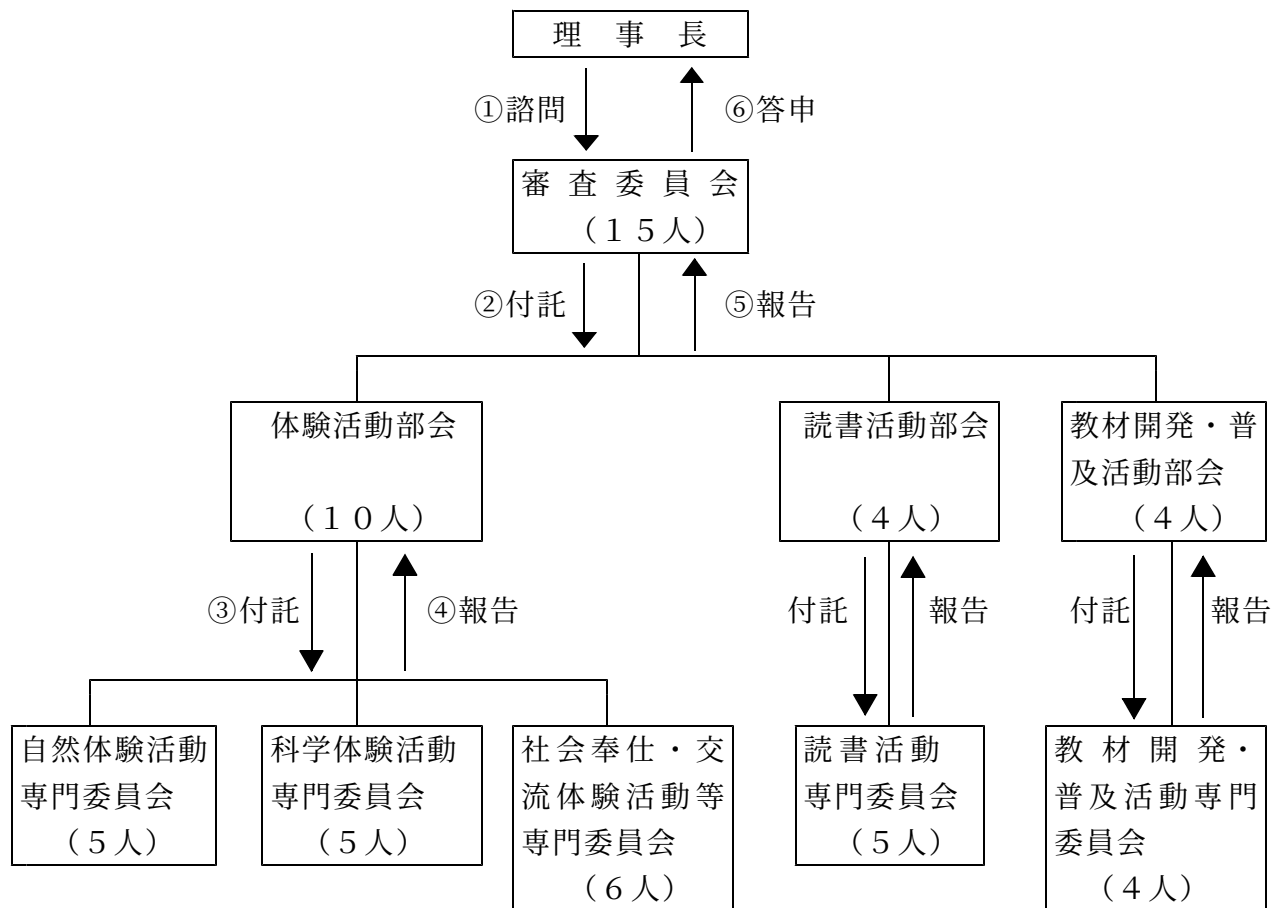
活動規模	応募件数	交付希望額	採択件数	交付内定額
全 国	16	64,525	9	16,848
都道府県	45	47,253	37	37,653
市区町村	196	50,570	161	37,304
合 計	257	162,348	207	91,805

資料 12-4

平成13年度 活動分野別・団体種別応募・採択状況

活動分野	団体種別	応募団体数	採択団体数
子どもの 体験活動	民法34条法人	106	83
	NPO法人	118	103
	その他法人格を有する団体	58	49
	法人格を有しない団体	1,268	1,108
	小 計	1,550	1,343
子どもの 読書活動	民法34条法人	7	6
	NPO法人	15	9
	その他法人格を有する団体	2	1
	法人格を有しない団体	226	189
	小 計	250	205
教材開 発・ 普及活動	民法34条法人	16	8
	NPO法人	20	7
	その他法人格を有する団体	10	4
	法人格を有しない団体	37	11
	小 計	83	30
合 計		1,883	1,578

子どもゆめ基金審査委員会の審査体制



○審査委員会：審査基準等の決定。部会の審議結果に基づき、採択する活動及び助成金額を審議決定する。

○部会：専門委員会の審議結果に基づき、助成対象活動の採否及び助成金額を審議する。

(※各部会の構成員は、審査委員会委員及び専門委員会専門委員から選任された者)

○専門委員会：専門的見地から、助成金交付計画調書を審査し、助成対象活動の評価・評定を行う。

平成 13 年 6 月 22 日
独立行政法人国立オリンピック記念
青少年総合センター理事長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）がセンター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第10条第4項に基づき、子どもゆめ基金助成金の交付に係る審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審査委員会の名称)

第2条 前条に規定する審査委員会の名称は、子どもゆめ基金審査委員会とする。（以下「審査委員会」という。）

(審査事項)

第3条 審査委員会は、センター理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 審査に係る方針及び基準に関する事項
- (2) 毎年度の助成対象の採択に関する事項

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、審査委員15人以内で組織する。

- 2 審査委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、審査委員が互選する。
- 4 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

(部会)

第5条 審査委員会に、第3条第2号に係る事項を分担させるため、次の表のとおり部会を置く。

部 会	分 担 事 項
体験活動部会	業務方法書第9条第1号の助成金の交付
読書活動部会	業務方法書第9条第2号の助成金の交付
教材開発・普及活動部会	業務方法書第9条第3号の助成金の交付

- 2 各部会は、委員長が指名する審査委員並びに専門委員会の主査及び部会長の指名する専門委員あわせて10人以内で組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、委員長が審査委員のうちから指名し、部会の会務を掌理する。

(専門委員会)

第6条 部会に、助成金の交付対象となる活動につき専門的立場から調査審議させるため、次の表のとおり専門委員会を置く。

部 会	専 門 委 員 会
体験活動部会	自然体験活動専門委員会
	科学体験活動専門委員会
	社会奉仕・交流体験活動等専門委員会
読書活動部会	読書活動専門委員会
教材開発・普及活動部会	教材開発・普及活動専門委員会

- 2 専門委員会は、原則として10人以内の専門委員で組織する。
- 3 専門委員会に主査を置く。
- 4 主査は、専門委員会の専門委員が互選し、専門委員会の会務を掌理する。

（委員）

- 第7条 審査委員は、青少年教育に関し、広くかつ高い識見を有する者のうちから、専門委員は、当該調査審議事項に関し専門的知識又は学識経験のある者のうちから、それぞれ理事長が委嘱する。
- 2 審査委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。
 - 4 審査委員及び専門委員は、再任することができる。
 - 5 審査委員及び専門委員は、非常勤とする。

（役職員の出席）

- 第8条 センターの役職員は、審査委員会、部会及び専門委員会（以下「委員会等」という。）に出席し、意見を述べることができる。

（庶務）

- 第9条 委員会等に関する庶務は、基金部助成課において処理する。

（その他）

- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会等の議事運営上必要な事項は、審査委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年6月22日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

子どもゆめ基金審査委員会運営細則

平成 13年 7 月 16日
子どもゆめ基金審査委員会決定

この細則は、子どもゆめ基金審査委員会規程（平成13年6月22日 理事長裁定）第10条の規定に基づき、委員会等の議事運営上必要な事項を定める。

（審査委員会）

第1条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した審査委員が委員長の職務を代理する。

第2条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

第3条 審査委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、調査審議を行うことができない。

2 審査委員会に出席することができない審査委員は、書面をもって票決をなし、又は他の審査委員に票決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。

3 審査委員会での調査審議は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第4条 審査委員は、自らが関与する団体については、その議事の議決に加わることができない。

（部会）

第5条 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した審査委員が部会長の職務を代理する。

第6条 部会は、委員長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員長は、部会に出席し、意見を述べることができる。

3 部会の構成員は、自らが関与する団体についての調査審議に加わることができない。

4 部会の定足数及び調査審議については、第3条の規定を準用する。

第7条 部会長は、他の部会に属する専門委員会の専門委員を調査審議に加える場合は、当該他の部会長の同意を得るものとする。

第8条 委員長が特に必要と認める場合は、部会の審査結果をもって審査委員会の決定とすることができる。ただし、この場合、部会長は、当該部会の決定がなされた後、最初の審査委員会に報告し、承認を得るものとする。

（専門委員会）

第9条 主査に事故があるときは、主査があらかじめ指名した専門委員が主査の職務を代理する。

第10条 専門委員会は、委員長が招集し、主査が議長となる。

2 委員長及び専門委員会が属する部会長は、専門委員会に出席し、意見を述べるができる。

3 専門委員会の定足数及び調査審議については、第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

（その他）

第11条 部会及び専門委員会は、この運営細則に定めるもののほか、議事運営上必要があると認める事項について、細目を定めることができる。

附 則

この細則は、平成13年 7月16日から実施する。

子どもゆめ基金助成金交付の基本方針

〔平成 13年 7 月 16日〕
子どもゆめ基金審査委員会決定

子どもゆめ基金（以下「基金」という。）による助成は、以下の基本方針により行うものとする。

1. 基金による助成は、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動や読書活動を振興する活動及び社会教育で活用される子ども向け教材の開発・普及を図る活動を対象とする。ただし、以下に掲げる活動は助成の対象としない。
 - (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
 - (3) 他の団体への助成活動
 - (4) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
 - (5) 公序良俗に反する活動
 - (6) その他、施設整備又は備品購入を目的とする活動、参加者の募集範囲が当該団体の構成員のみに限定される活動、学校教育として行う活動、舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とした活動
2. 基金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、予算の範囲内で、各助成対象活動に対し、定額の助成金を交付する。

その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの体験活動や読書活動の機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、子どもの体験活動及び読書活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に助成金を交付する。

ただし、青少年教育に関する団体の自主性については、十分尊重されなければならない。
3. 基金による助成は、団体の規模に関わらず地域に密着した草の根的な団体など、一定の要件を満たすものについて広く対象とする。
4. 基金による助成に当たっては、以下のことに特に留意して行うこととする。
 - (1) 国又は国が出資した基金等に対して補助金等の交付申請を行っている活動は、助成金の交付の対象としない。
 - (2) 同一の団体から複数の計画調書が提出された場合は、採択優先順位を付し、特定の団体に対して助成金の交付が集中することがないように努める。
5. 採択された活動、助成金の額及び審査委員・専門委員氏名について公表するものとする。

資料 13-5

子どもゆめ基金助成活動の審査の方法等について

〔平成13年7月16日〕
子どもゆめ基金審査委員会決定

子どもゆめ基金助成活動の審査に当たっては、以下により行うものとする。

（審査委員会、部会、専門委員会の役割）

1. 審査委員会においては、「子どもゆめ基金助成金交付の基本方針」に基づくとともに、各部会の審査結果を基にして広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により審査し、採択する活動及び助成額を決定する。
2. 部会においては、専門委員会において選定された各助成対象活動の採否及びその活動に対する助成金額について審査する。
3. 専門委員会においては、各専門委員が個々の助成金計画調書について評価した結果を専門的見地から合議により審査し、助成対象活動の評定を行う。

（専門委員会における評定）

4. 各専門委員は、各助成金計画調書について、下記「①評価の要素」及び「②評価の区分」により、事前の書面審査を行い、その結果を所定の期限までに事務局を通じて主査に提出するものとする。

① 評価の要素

- ア 活動目的・内容の的確性
- イ 活動内容の実現性
- ウ その他各専門委員会ごとに必要と認める事項

② 評価の区分

評価の方法は、次表により、いずれかの評価を付すものとする。

評価区分	内 容
A	是非助成したい
B	助成して差し支えない
C	助成することは適切でない

5. 専門委員会における審査は、上記4の各専門委員の審査結果をもとに、上記4の「①評価の要素」に着目し、これらを総合的に判断の上、「採択A」、「採択B」又は「不採択」のいずれかの評定をするものとする。

なお、「不採択」の評定をしたものについては、その理由を明記するものとする。

6. 専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ審査に関する意見を主査に申し出ることができるものとする。

（その他）

7. 審査の経過及び助成金計画調書の内容については他に漏らさないものとする。

平成 13 年 9 月 19 日
子どもゆめ基金審査委員会教材
開発・普及活動専門委員会決定

「子どもゆめ基金助成活動の審査の方法等について」（平成13年7月16日子どもゆめ基金審査委員会決定）第4項①ーウに基づき、以下のような視点から子ども向け教材開発・普及活動の計画調書の書面審査を行うこととする。

1 教材の内容について、「子どもの体験活動や読書活動を支援・補完する教材を開発し、普及する」という観点から、次の点についての配慮が見られるか。

（1）主に子どもの利用を想定した教材の場合

- ① 教材の利用による疑似体験や学習活動だけで完結するものではなく、それを元に発想を深めることができたり、実体験への動機付けが期待できるなど、前後の体験活動や読書活動と効果的に接続可能な教材か。
- ② 子どもに対して一方的に情報を流すだけの受身的な教材ではなくインタラクティブ性に優れた子どもが主体的に利用できる参加型の教材であり、参加型部分の情報の追加・更新等メンテナンスや、利用する子どもの個人情報保護・メール応答等のケアなどについて十分に配慮されているか。

（2）主に指導者の利用を想定した教材の場合

- ① 「特色ある新たな取組や、子どもの体験活動等の振興を図るための取組の裾野を広げるような活動」を企画・実施する際に、その企画を支援するとともに子どもに対する適切な支援が可能になるよう、適切な指導者、活動可能な場所、活動時の安全対策などが十分に盛り込まれている、又はそれらの情報に容易にアクセスできるような配慮がされているか。
- ② それらの情報は、特定の企業等の広告的な扱いになっていないか。

2 システムについて、子どもや学校外における体験活動等の指導者が利用するという観点から、次の点についての配慮が見られるか。

- ① 操作性は簡易なものであるか。
- ② 利用しやすい、わかりやすいなど、画面構成にも配慮されているか。
- ③ デジタルメディアを利用することのメリットを十分に活かしているか。

3 教材開発・普及活動の実現性という観点から、次の点について適切に計画されているか。

- ① 著作権処理の計画や普及計画は適切であるか。
- ② 開発スケジュールや制作体制に無理がないか。
- ③ 開発費の積算は適切か。
- ④ 著作権や特許権の帰属が明確に取り決められているか。

平成13年 8 月 1 日
子どもゆめ基金審査委員会
体験活動部会決定

1 助成対象経費の算定

助成対象活動の「助成金の額」の算定にあたっては、まず次の処理を行う。

- (1) 計画調書の「助成対象経費」に、助成対象とならない経費が含まれている場合、その金額を助成対象経費から除外する。
- (2) 助成金交付希望額が、活動経費総額から参加費、寄付金等の収入額を差し引いた「活動必要経費」と「助成対象経費合計額」とのいずれか低い金額の範囲内となっていない場合、範囲内におさまるように金額を調整する。
- (3) 助成対象経費に関して、専門委員会において指摘された事項については、部会において審議の上処理する。

2 助成金交付額の査定

前項により確認・調整した助成金交付希望額に対し、以下により査定を行うこととする。

- (1) 同一団体から複数の計画調書が提出された場合の取扱い
 - 専門委員会の評定を参考に、部会において採択優先順位を付し、審査委員会に報告する。
- (2) 助成金交付希望総額が助成金予算額の範囲内の場合
 - ① 専門委員会で評定された評価区分「不採択」に該当する活動について、その評価が妥当なものであるか否かを審議し、その結果を審査委員会に報告する。
 - ② 専門委員会で評定された評価区分「採択A」及び「採択B」に該当する活動については、前項により確認・調整した助成金交付希望額に相当する金額を助成金として交付する旨、審査委員会に報告する。
- (3) 助成金交付希望総額が助成金予算額を上回る場合
 - ① 専門委員会で評定された評価区分「採択A」及び「不採択」に該当する活動について、その評価が妥当なものであるか否かを審議する。
 - ② 審議の結果「採択A」とした活動及び専門委員会で評定された評価区分「採択B」に該当する活動については、前項により確認・調整した助成金交付希望額に対して、予算額内に収まるように評価区分に応じた査定率を乗じ（端数切捨て）、助成金交付予定額を算出し、審査委員会に報告する。

この際、査定後の助成金交付予定額が標準額の20%を下回る場合には、標準額の20%相当額を助成金交付予定額とする。
 - ③ 前②号に関わらず、助成金交付希望額が標準額の20%以下である活動については、前項により確認・調整した助成金交付希望額に相当する金額を助成金交付予定額とする。
 - ④ 助成金交付希望額が1千万円を超える活動については、前②号の査定率に加え、1千万円を超える部分の額について別途査定率を乗じ、助成金交付予定額を算出する。

平成13年 8 月 3 日
子どもゆめ基金審査委員会
読書活動部会決定

1 助成対象経費の算定

助成対象活動の「助成金の額」の算定にあたっては、まず次の処理を行う。

- (1) 計画調書の「助成対象経費」に、助成対象とならない経費が含まれている場合、その金額を助成対象経費から除外する。
- (2) 助成金交付希望額が、活動経費総額から参加費、寄付金等の収入額を差し引いた「活動必要経費」と「助成対象経費合計額」とのいずれか低い金額の範囲内となっていない場合、範囲内におさまるように金額を調整する。
- (3) 助成対象経費に関して、専門委員会において指摘された事項については、部会において審議の上処理する。

2 助成金交付額の査定

前項により確認・調整した助成金交付希望額に対し、以下により査定を行うこととする。

- (1) 同一団体から複数の計画調書が提出された場合の取扱い
 - 専門委員会の評定を参考に、部会において採択優先順位を付し、審査委員会に報告する。
- (2) 助成金交付希望総額が助成金予算額の範囲内の場合
 - ① 専門委員会で評定された評価区分「不採択」に該当する活動について、その評価が妥当なものであるか否かを審議し、その結果を審査委員会に報告する。
 - ② 専門委員会で評定された評価区分「採択A」及び「採択B」に該当する活動については、前項により確認・調整した助成金交付希望額に相当する金額を助成金として交付する旨、審査委員会に報告する。
- (3) 助成金交付希望総額が助成金予算額を上回る場合
 - ① 専門委員会で評定された評価区分「採択A」及び「不採択」に該当する活動について、その評価が妥当なものであるか否かを審議する。
 - ② 審議の結果「採択A」とした活動及び専門委員会で評定された評価区分「採択B」に該当する活動については、前項により確認・調整した助成金交付希望額に対して、予算額内に収まるように評価区分に応じた査定率を乗じ（端数切捨て）、助成金交付予定額を算出し、審査委員会に報告する。

この際、査定後の助成金交付予定額が標準額の20%を下回る場合には、標準額の20%相当額を助成金交付予定額とする。
 - ③ 前②号に関わらず、助成金交付希望額が標準額（市区町村規模の活動の標準額については50万円を基準とする）の20%以下である活動については、前項により確認・調整した助成金交付希望額に相当する金額を助成金交付予定額とする。
 - ④ 助成金交付希望額が1千万円を超える活動については、前②号の査定率に加え、1千万円を超える部分の額について別途査定率を乗じ、助成金交付予定額を算出する。

平成13年10月 9日
子どもゆめ基金審査委員会
教材開発・普及活動部会決定

1 助成対象経費の算定

助成対象活動の「助成金の額」の算定にあたっては、まず次の処理を行う。

- (1) 計画調書の「助成対象経費」に、助成対象とならない経費が含まれている場合、その金額を助成対象経費から除外する。
- (2) 助成金交付希望額が、活動経費総額から賛助金、寄付金等の収入額を差し引いた「活動必要経費」と「助成対象経費合計額」とのいずれか低い金額の範囲内となっていない場合、範囲内におさまるように金額を調整する。
- (3) 助成対象経費に関して、専門委員会において指摘された事項については、部会において審議の上処理する。

2 助成金交付額の査定

助成金交付額の査定にあたっては、次のとおり処理するものとする。

- (1) 専門委員会で評定された評価区分「採択A」及び「不採択」に該当する活動について、その評価が妥当なものであるか否かを審議する。
- (2) 同一団体から複数の計画調書が提出された場合、専門委員会の評定を参考に、部会において採択優先順位を付すものとする。
- (3) 子どもの多様な活動を支援・補完するため、特定分野の教材だけに助成金が集中しないよう、専門委員会において「採択A」及び「採択B」と評定された教材を以下の分野毎に分類する。

【教材の分野】

- ① 自然体験活動を支援・補完する教材
- ② 環境保全活動を支援・補完する教材
- ③ 科学体験活動を支援・補完する教材
- ④ 職業体験・職場体験活動を支援・補完する教材
- ⑤ 伝承玩具作りや工芸など創作活動を支援・補完する教材
- ⑥ 交流活動など地域での取組を支援・補完する教材
- ⑦ 社会奉仕体験や生活体験などの取組を支援・補完する教材
- ⑧ 読書活動を支援・補完する教材

- (4) 前項により確認・調整した助成金交付希望額に対し、以下により査定を行うこととする。

① 確認・調整した助成金交付希望総額が助成金予算額の範囲内の場合

専門委員会で評定された評価区分「採択A」及び「採択B」に該当する活動については、前項により確認・調整した助成金交付希望額に相当する金額を助成金として交付する旨、審査委員会に報告する。

② 確認・調整した助成金交付希望総額が助成金予算額を上回る場合

ア 審議の結果「採択A」とした活動及び専門委員会で評定された評価区分「採択B」に該当する活動については、前項により確認・調整した助成金交付希望額に対して、事業の実施が可能であると認められる範囲内で評価区分に応じた査定率を乗じ（端数切捨て）、助成金交付予定額を算出する。

ただし、確認・調整後の交付希望額が標準額の20%以下の場合には、確認・調整後の交付希望額を助成金交付予定額とする。

また、査定後の助成金交付予定額が標準額の20%を下回る場合には、標準額の20%相当額を助成金交付予定額とする。

イ アによって算出された交付予定額の総額が助成金予算額の範囲内であれば全て採択することを、助成金予算額を上回る場合には、教材の分野毎のバランスや分野内での内容の重複などを総合的に勘案し、最終的に採択可能な活動と予算上採択できない活動に分けた上で審査委員会に報告する。

資料 14-1

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター子ども ゆめ基金等の運用について

平成13年4月24日
理事長 裁定

(趣旨)

第1 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター子どもゆめ基金等（以下、「基金等」という。）の運用について、金融情勢の変化に適確に対応し、安全かつ効率的な運用のために、基金等の運用担当者が留意すべき必要な事項を定める。

(定義)

第2 「基金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法（平成11年法律第167号。以下「センター法」という。）第12条第1項に規定する出資金及び出えん金（以下、「基金」という。）
- 二 センター法第12条第3項に規定する基金の運用により生ずる利子その他運用利益金（以下、「運用利益金」という。）
- 三 センター法第12条第1項に規定する助成業務の財源となる運営費交付金の執行において生ずる、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第47条の規定による業務上の余裕金（以下、「余裕金」という。）

(基金等の運用)

第3 基金の運用については、次の各号に定めるところによる。

- 一 センター法第12条第2項の規定に基づき、国債、地方債、普通預金及び定期預金により運用する。
- 二 国債、地方債の取得価格は、原則として額面発行額を下回る額とする。
- 三 国債、地方債の利息及び配当金の受け取りは、原則として年二回以上とする。
- 四 国債、地方債の運用期間は、安定的・継続的な助成業務の財源を得るため、可能な限り長期的（5年から10年単位）な運用を行う。また、国債、地方債以外の預金の運用期間については、運用利益金、余裕金の運用に準じて行う。

なお、国債、地方債の運用期間については、助成業務の実施のために財源の確保が必要となる場合又は金融情勢の変化に応じて、弾力的な運用を行うことができる。

2 運用利益金、余裕金の運用については、次の各号に定めるところによる。

- 一 センター法第12条第2項の規定に基づき、普通預金、定期預金により運用する。
- 二 助成業務の財源計画に基づき、最も有利で安全・確実な運用計画を策定し、運用を行う。
- 三 運用期間は、運用利益金、余裕金の用途を勘案し、短期的な運用を行う。

3 基金等の運用に当っては、金融専門家からの提案及び助言等を参考にしながら、運用を行う。

（金融機関の選定）

第4 基金の運用の場合、国債、地方債の売買を扱う金融機関については、経営状況を適確に把握し、安全な銀行・証券会社を選定する。また、預金については運用利益金、余裕金の運用に準じて選定する。

2 運用利益金、余裕金の運用の場合、預金の預け先の金融機関については、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行の中から、経営状況を適確に把握し、安全性の高い銀行を選定する。

（金融機関からの引合書、提案書の提出）

第5 基金等の運用担当者が国債、地方債の金融商品を購入する場合、原則として2社以上の金融機関に参加させ、別紙様式1による引合書を参加金融機関から提出させなければならない。

2 前項の引合書により難しい場合は、前項に定める金融機関に参加させ、別紙様式2による提案書を参加金融機関から提出させなければならない。

（金融商品の決定）

第6 基金等の運用担当者は、次の各号に定めるところにより国債、地方債及び預金の金融商品を決定しなければならない。

一 国債、地方債の購入の場合は、金融機関から提出された引合書又は提案書に基づき、クーポンレートの利率が最も高いものを選択し決定する。また、クーポンレートの利率が同率の場合は、応募者利回りの利率の最も高いものを選択し決定する。

二 預金の場合は、金融機関に対して聴取りなどの市場調査を行い、安全性・効率性を考慮しながら、最も高い年間利率を選択し決定する。

（国債、地方債の売却の決定）

第7 基金等の運用担当者が、満期償還以外の国債、地方債を売却する場合は、債権相場の状況に基づき、満期まで保持することが不利と認められる場合又は当該債権の売却により確実に売却差益が見込まれる場合に限る。

（ペイオフ解禁後の対応）

第8 平成14年4月からペイオフ（預金保険による一定範囲の保証）の解禁が予定されており、定期預金については、平成14年3月31日までに満期になる金融商品を選択する。また、普通預金については、平成15年4月以降に解禁が予定されているため、平成14年4月以降の普通預金及び定期預金の預託先金融機関については、新たに金融機関の選定基準等を設定し、安全な運用を行う。

（基金等の運用担当者及び運用事務）

第9 基金等の運用担当者は会計課長とし、運用事務は、総務部会計課経理係が行うものとする。

2 基金等の運用を行う場合の手続きに係る決裁は、総務部長の専決とする。ただし、事前に理事長の了解を得ること。

3 第6の金融商品の決定の手続きに係る決裁は、次の各号に定める様式により作成したものにに基づき起案し、理事長の決済を受けること。

一 引合結果表（別紙様式3）

二 運用依頼先への通知（別紙様式4）

(重要事項の報告)

第10 基金等の運用担当者は 基金等の運用に関して重要な変動等が発生した場合は、
理事長にすみやかに報告し判断を仰がなければならない。

(附 則)

この内規は、平成13年4月11日から実施する。

資料 14-2

ペイオフ解禁後の資金の運用方針について

平成14年3月29日
理事長 裁定

1. 平成14年4月からのペイオフ（預金保険による一定範囲の保証）解禁以後の、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）の資金の運用に関しては、4に定める「ペイオフ解禁後の資金の運用方針」に基づき行う。
2. 資金とは、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法第12条3項に規定する基金の運用利益金及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47号並びにセンター会計規程第17条に規定する業務上の余裕金をいう。
3. センターにおける資金の運用の現状
 - （1）資金の運用については、業務の実施計画及び財源計画に基づき運用計画を策定し、普通預金及び定期預金の金融商品により運用する。
 - （2）預金の預託先金融機関については、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行の中から経営状況を適確に判断し、安全性の高い銀行を選定する。
 - （3）普通預金及び定期預金の金融商品の決定に当たっては、金融機関に対して聴取りなどの市場調査を行い、安全性・効率性を考慮しながら、最も高い年間利率を選択し決定する。なお、定期預金については、ペイオフ解禁後の対応を考慮し短期の運用を行い、平成14年3月31日までに満期になる金融商品を選択し決定する。
4. ペイオフ解禁後の資金の運用方針
 - （1）普通預金及び定期預金の預託先金融機関は、別紙1の「預託先金融機関の選定基準」に基づき、安全性を確認し選定する。
 - （2）金融商品の決定については、安全性、効率性を考慮しながら、普通預金又は短期の定期預金により運用する。
 - （3）理事長は、金融情勢の動向及び預金の預託先金融機関の経営状況等を常に監視し適確に把握するために、センターの職員で構成する「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター資金管理委員会」（以下「資金管理委員会」という。）を設置する。資金管理委員会は、資金の運用実績、預託先金融機関の経営状況等の報告を受け、破綻懸念のある金融機関への対応及び資金の管理・運用方針の策定などについて、理事長に報告する。

なお、資金管理委員会の設置については、別に定める。

- (4) センターの資金の運用に関して、預託先金融機関の日常的な経営監視から経営破綻に対する対応方針の決定までは、別紙2の「資金の運用に関する危機管理体制フロー」に基づき行う。

5. その他

この方針により難しい場合は、その都度「資金管理委員会」で協議するものとする。

附 則

「資金の運用方針」は、平成14年4月1日から実施する。

資料 14-3

基金の拡充を図るための広報活動の実績

広報活動の実績

基金の拡充を図るため、民間企業等への「子どもゆめ基金」の趣旨及び募金依頼を以下のとおり実施した。

- 文部科学省と共に(社)経済団体連合会、日本経営者団体連盟、(社)経済同友会及び日本商工会議所に対し募金への協力を依頼した。
- 上場企業、社会貢献を行っている企業、当センター利用団体等に対して募金 趣意書を送付(約1,600社)するとともに、企業・団体の一部に対し直接に募金依頼を行った。
- マス・メディア(テレビ、ラジオ)を通じて広報を行った。
- 全国規模の青少年教育団体及び助成金交付団体のうち都道府県規模の団体に対し、当団体の機関誌又はホームページに募金の記事掲載を依頼した。
- ホームページに基金の依頼及び寄付者名を掲載した。
- センター内及び独立行政法人国立青年の家、国立少年自然の家に募金箱を設置し、利用者からの出えん金を募った。

子どもの体験活動等の重要性についての普及・啓発活動の実績

平成13年度の実施状況

子どもの体験活動や読書活動への取組みの裾野を拡げるためには、子どもゆめ基金による助成金の交付を行うとともに、子どものニーズや社会の変化に沿った新たな取組みを促進する観点から、体験活動等の促進に資するモデル的な事業を企画・実施し全国的に普及・啓発することが重要である。また、助成金の交付のうち活動内容が先導的、特色的なものを広めていくことが必要であり、次のとおり普及啓発事業を実施した。

事業名	事業の概要	実施時期	場所	対象者	参加人数
子どもの心を育てる読書活動推進事業の実施	子どもの読書活動の一層の推進を図るため、子どもたちの読書の習慣化を図るとともに、将来にわたって子どもがゆくりと読書を楽しむ環境づくりを整備するとして「子ども読書年」の趣旨を踏まえ、中長期的視点に立った今後の読書推進活動の指針を確認する場を提供する事業。	平成13年 6月24日(日)	当センター	子どもの読書活動の振興に取り組む市民グループ、民間団体、企業、図書館、教育機関、行政関係者	215人
科学少年少女派遣事業(ジュニア・サイエンス・クルーズ)の実施	洋上(船内)での科学実験活動、科学技術体験活動、レクリエーション活動や寄港地であるグアムでの自然体験活動、先住民文化学習活動、海洋自然学習活動、野外体験活動のプログラムを通して、子どもたちが科学技術や理科に対する興味、関心を深め、自然のすばらしさ、共存することの大切さを学ぶ機会を提供することを目的とした事業。	平成13年 8月17日(金) ～8月26日(日) 8泊9日	日本からグアムの洋上	小学校5年生から中学2年生	子ども480名、スタッフ120名の合計600名を2グループに分けての海外派遣
少年の主張全国大会の実施	これからの国際社会に生きる少年が論理的に物事を考える力、自分の主張を正しく理解してもらう力、広い視野と柔軟な発想や創造性を身につけるため、日常生活を通じて考えることや、希望を自分自身の言葉で意見を発表する機会を提供し、同世代への意識啓発及び少年の意識に対する国民全体の理解を図ることを目的とした事業。	全国大会 平成13年 11月11日(日) 地方大会 平成13年7月22日(日)～10月2日(火)	全国大会 当センター 地方大会 47都道府県の各会場	中学生	全国大会 (主張者12名) 約900人 地方大会 約22,000人 作文応募者 約79,000人
全国ユースフォーラムの実施	高校生による社会貢献をはじめとした社会的活動に対する取組の在り方、その効果的な促進方策などについて、高校生が主体となって意見交換や討論を行う機会を提供するとともに、その成果を普及し、社会啓発を図ることを目的とした事業。	平成13年 7月29日(日) ～7月31日(火) 3日間	当センター	高校生 日本のユネスコ加盟50周年記念の中国、韓国、タイ、インドネシア、オーストラリア招聘高校生20名	高校生 320人 招聘高校生20人
障害者スポーツふれあい事業(パラリンピックキャラバン)の実施	パラリンピックに出場した選手をはじめとした障害者スポーツ選手と全国各地の子どもたちが障害者スポーツの交流体験活動を通じて、障害者スポーツに対する正しい理解と認識を深めるとともに、ノーマライゼーション社会や生活上のリスクに対応できる自らが考える力をもった心豊かな思いやりのある青少年の健全育成を図ることを目的とした事業。	平成13年7月 ～平成14年3月	関東、関西、九州地区のスポーツ施設、研修所、学校等の施設52会場	小学生、中学生及び高校生	約13,000人
教育情報衛星通信ネットワーク(エル・ネット)などのメディアを活用した普及啓発事業の実施	子どもたちの体験活動、読書活動の普及・啓発の充実に資することを目的として、衛星通信を利用した教育情報衛星通信ネットワーク(エル・ネット)などを活用して子どもたちに、スポーツ選手等のヒーロー・ヒロインが語りかけたり質問に答える番組、科学教室やものづくり教室など放送を見ている子どもたちが参加できる番組、全国各地で行われている自然体験活動や読書活動などを紹介する番組、おもしろい図書・研究室など子どもたちが知りたいことを紹介する番組、科学実験・技術を紹介する番組など提供する事業。	エル・ネット 毎週 第2・3土曜日 CS放送・ケーブルTV 毎日	エル・ネット 全国の図書館、公民館等 CS放送・ケーブルTV 一般家庭等	エル・ネット 小学生・中学生 CS放送・ケーブルTV 小学生・中学生・高校生	エル・ネット 全国の図書館、公民館等1,800箇所 CS放送・ケーブルTV の受信者

資料 16

施設ボランティアの活動機会の拡充状況

○施設ボランティアの登録状況

(単位：人)

	高校生	大学生	社会人	合 計
男 性	4	7	34	45
女 性	3	5	40	48
合 計	7	12	74	93

○施設ボランティアの活動状況

事 業 名		活 動 状 況	活動延べ人数
1	青少年教育施設ボランティアセミナー	講師	2
2	青少年教育施設ボランティア専門研修	企画立案	14
3	子ども科学教室指導者養成セミナー	受付, 宿泊指導, 生活指導, 会場準備, 物品準備, 記録	67
4	子ども科学実験教室		
5	全国青少年相談研究集会	受付, 会場準備, 会場案内・整理, 記録	18
6	青少年教育国際シンポジウム		
7	青少年野外教育全国フォーラム	受付, 会場準備, 宿泊指導, 記録	17
8	全国青少年総合フェスティバル	受付, 会場案内・整理, 記録	22
9	子ども演劇講座 (青少年舞台芸術フェスティバル)	受付, 宿泊指導, 会場準備, 指導補助, 記録	19
	邦楽・民俗芸能の祭典 (青少年舞台芸術フェスティバル)	受付, 会場準備, 会場案内・整理, 記録	6
	吹奏楽の祭典 (青少年舞台芸術フェスティバル)		16
10	高校生による「手作りロボット教室」	受付, 宿泊指導, 会場準備, 物品準備, 生活指導, 記録	43
11	子ども科学工作教室	受付, 実験指導, 会場準備, 物品準備, 記録	11
12	手作り楽器を楽しもう	司会進行, 受付, 会場準備, 物品準備, 制作指導, 記録	7
13	ウィークエンド子どもスクエア	企画立案, 運営展開, 受付, 会場準備, 物品準備, 記録	56
14	日独青少年教育施設等指導者研究会	通訳, 資料翻訳	13
15	世界青年交流イベント	情報交換会企画立案, 運営展開, 受付, 会場準備, 記録	11
合 計			322

資料 17-1

平成13年度の自己収入実績額

(単位：千円)

区 分	平成13年度収入			
	予算額	実績額	構成比	増△減額
【事業収入】	A	B	%	(B－A)
施設利用料	623,858	660,662	51.3	36,804
【事業外収入】				
建物等貸付料等	37,885	38,544	3.0	659
消費税還付金	0	567,640	44.1	567,640
雑収入	0	20,884	1.6	20,884
計	37,885	627,068	48.7	589,183
合 計	661,743	1,287,730	100.0	625,987

※ 自己収入の受入状況（【事業収入】＋【事業外収入】）

（自己収入決算額 ÷ 自己収入予算額）

1,287,730 千円 ÷ 661,743 千円 194.6 %

資料 17-2

平成13年度施設利用料の内訳

区 分	平成13年度 実 績 額	構 成 比
	(千円)	(%)
研修施設等		
青少年団体	65,973	10.0
一 般 団 体	152,217	23.0
計	218,190	33.0
宿泊施設		
青少年団体	238,519	36.1
一 般 団 体	203,953	30.9
計	442,472	67.0
青少年団体	304,492	46.1
一 般 団 体	356,170	53.9
合 計	660,662	100.0

資料 17-3

平成13年度利用者数の内訳 (単位：人)

区 分	平成13年度
宿泊研修延利用者	375,027
青少年団体	275,099
一般団体	99,928
日帰り研修利用者	803,140
青少年団体	368,428
一般団体	434,712
青少年団体	643,527
一般団体	534,640
合 計	1,178,167

資料 18-1

①施設・設備の保守・管理体制

保守管理事項（主なもの）	保 守 管 理 の 概 要
ボイラー等保守管理業務	ボイラー及び冷凍機等、施設設備の運転管理及び監視業務
空調・衛生設備保守点検	空調・衛生設備の保守点検業務
消防設備保守点検	屋内消火栓その他消防設備の保守点検業務
空気調和計装機器保守点検	中央監視設備その他自動制御設備の保守点検業務
厨房排水処理施設運転管理業務	レストラン厨房等の排水処理施設運転管理業務
構内情報通信網保守	ネットワーク等の情報通信システムその他の保守管理業務
構内昇降機保守点検	エレベーターの保守点検業務
構内自動扉保守点検	自動ドア・移動門扉の保守点検業務
特別高圧・高圧受変電設備保全業務	特別高圧・高圧受変電設備点検整備業務
温水プールろ過装置保守点検	スポーツ棟温水プール用ろ過装置の保守点検業務

②平成13年度の主な施設整備の実施状況

【研修施設】

項 目	概 要
○国際交流棟 ・レセプションホール床等改修工事 ・交流プラザ天井等洗浄塗装	床の汚れ及び損傷部分の改修及び整備 施設の汚損部分の洗浄及び塗装
○センター棟 ・外壁洗浄塗装その他工事等 ・各課事務室改修工事等	研修室個々の空調機の汚れ及び損傷部の洗浄及び整備 独立行政法人移行に対応する改修整備
○スポーツ棟 ・1階下足コーナー改修工事等 ・第4体育館床補修工事等	施設の改善及び整備 床の汚損部等の改修及び整備
○カルチャー棟 ・楽屋内設備電源設置工事等	設備の改善及び整備

【宿泊施設】

項 目	概 要
○宿泊A棟※1 ・外壁塗装整備及び身障者便所整備、その他工事 ・宿泊室空調機更新整備工事	外壁の汚れ及び身障者用便所の整備、その他損傷部分の改修整備 宿泊室個々の空調機の改善及び整備
○宿泊B棟 ・宿泊室空調機洗浄整備等 ・浴室上部天窓ガラスフィルム貼付工事	宿泊室個々の空調機の汚損部を洗浄及び整備 施設の改善整備
○宿泊C棟 ・宿泊室空調機洗浄整備等	宿泊室個々の空調機の汚損部を洗浄及び整備
○宿泊D棟 ・宿泊室浴室換気設備改修工事等 ・機械室内冷凍機調整整備	宿泊設備の改善及び整備 宿泊設備の点検及び調整整備

【環境整備】

項 目	概 要
・ 構内高木・低木剪定等 ・ 構内芝刈り、除草作業等	植栽等の環境整備 植栽等の環境整備

【身体障害者対応】

項 目	概 要
○中央広場※ 2 ・ 身体障害者用エレベーター設置工事 ・ 身体障害者用便所設置工事 ・ 身体障害者用点字ブロック設置工事 ○宿泊A棟（再掲） ・ 身体障害者用便所設置工事 ・ 身体障害者用点字ブロック・手摺り表示板設置工事	中央広場より宿泊棟まで移動するためのエレベーター 1 か所設置 中央広場付近に便所 1 か所設置 中央広場インターロッキング上に点字ブロック設置 宿泊A棟 1 階に便所 1 か所設置 宿泊A棟の階段及び手摺りに点字ブロック及び手摺り表示板設置

【利用環境整備】

項 目	概 要
・ 構内外のサイン整備 ・ 利用者用福利厚生施設等の整備 ・ 利用相談窓口のレイアウト改修 ・ 更衣ロッカーの整備 ・ 視聴覚機器の整備 ・ 宿泊室ベッドの更新 ・ 桜花亭の整備	構内及び最寄り駅からの案内サインの整備 センター棟喫茶コーナーの整備及び多目的広場の整備 センター棟利用相談窓口の改修 防犯対策 I T 対応による設備更新 利用環境の整備 日本の伝統文化を通じての国際交流施設

【その他】

項 目	概 要
・ PHS 難聴地域解消工事 ・ 各棟供用部監視用 I T V 設置工事 ・ 子ども放送局設備の整備	施設の改善及び整備 防犯及び安全対策の充実整備 放送設備の拡充整備

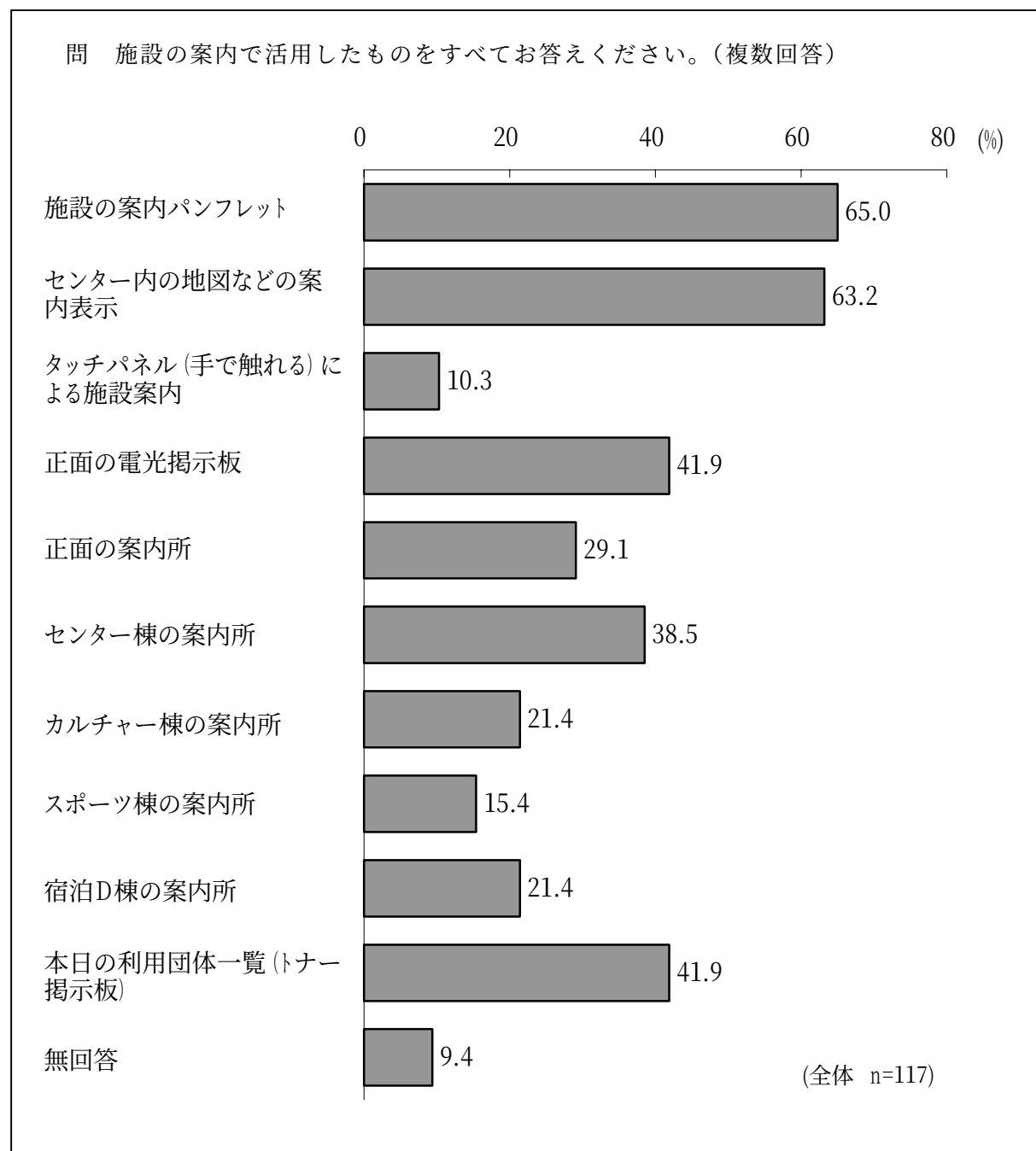
（注 1）※ 1 は、施設整備費補助金で実施

（注 2）※ 2 は、平成 1 2 年度施設整備費繰越しで実施（国土交通省で実施）

資料 18-2

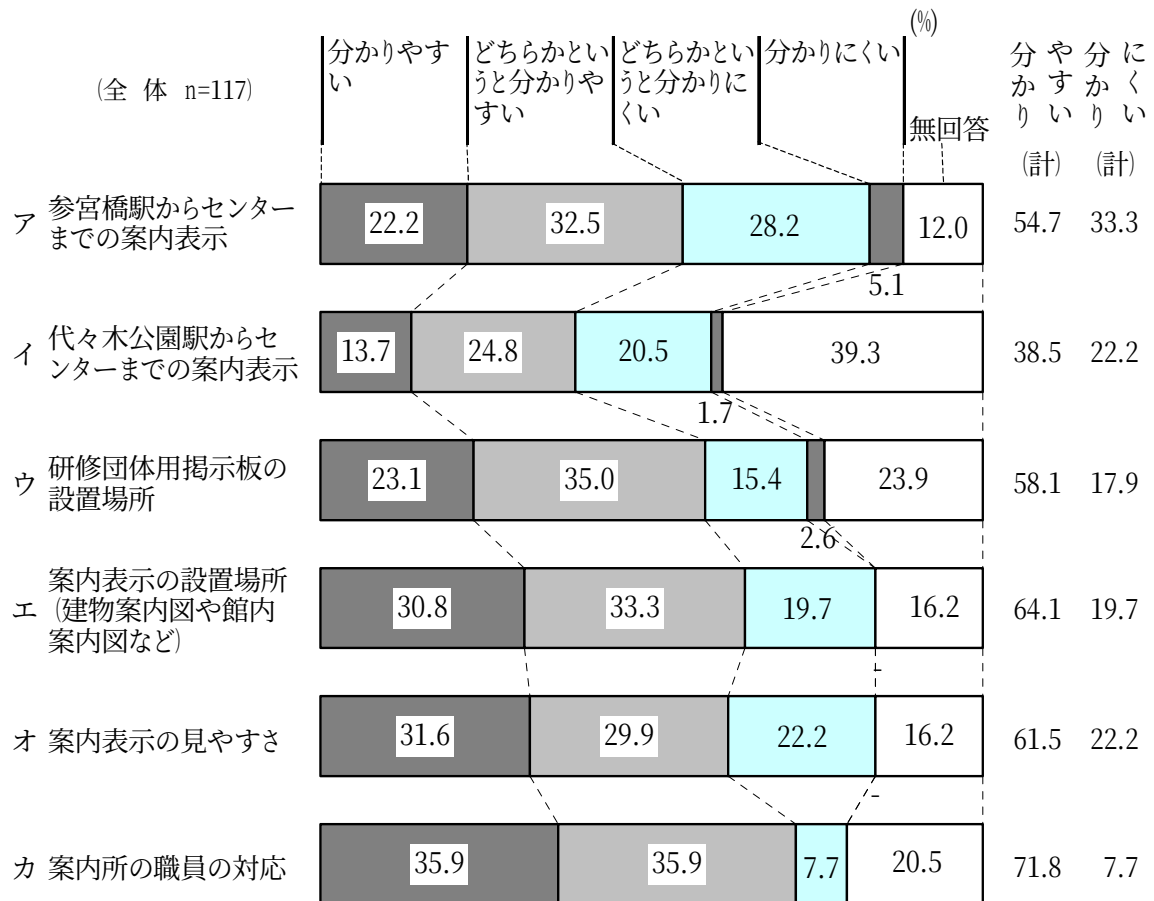
案内表示（サイン）

（１）活用した施設の案内（引率者）



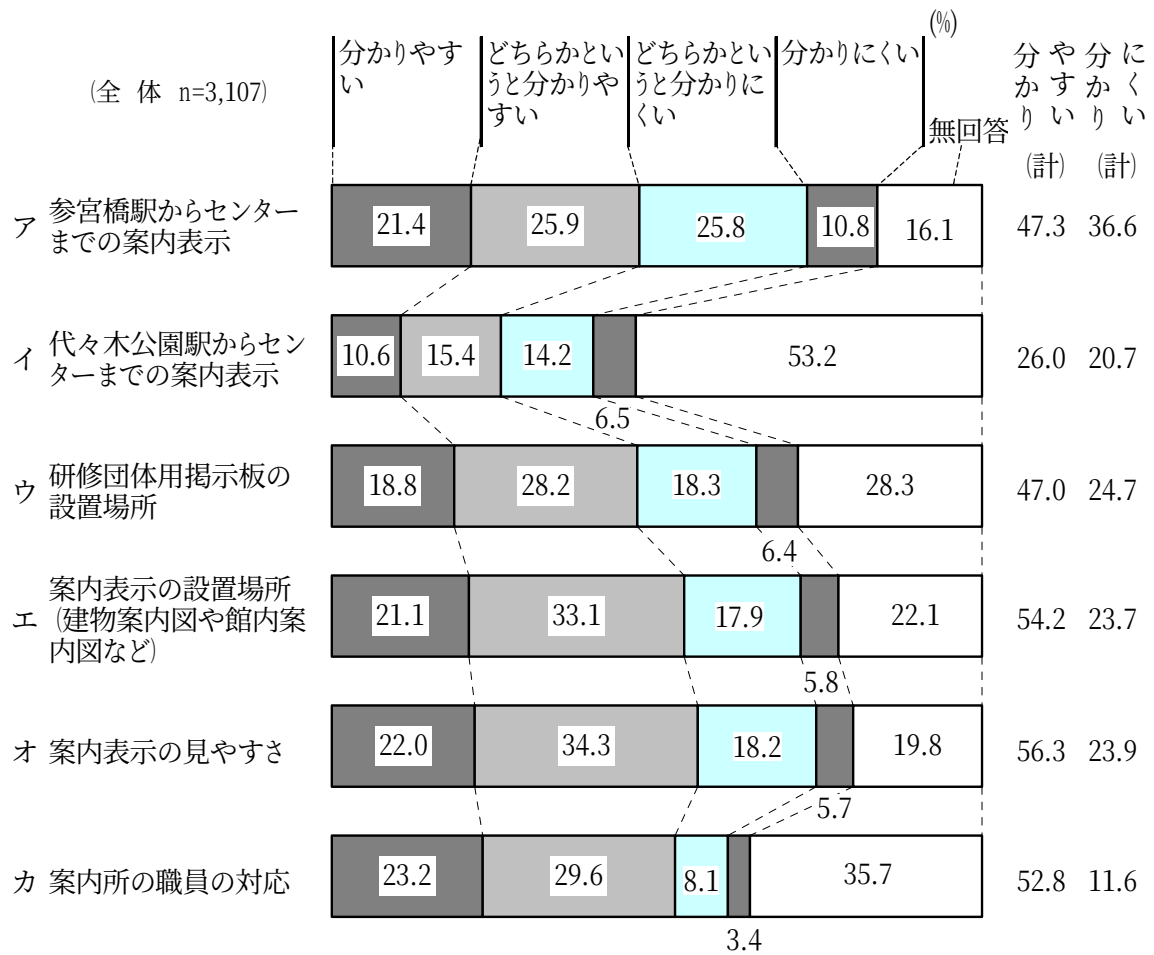
(2) 案内表示（サイン）の分かりやすさ（引率者）

問 案内表示（サイン）などの分かりやすさについてお答えください（該当する項目のみお答えください）。



(3) 案内表示（サイン）の分かりやすさ（利用者）

問 案内表示（サイン）などの分かりやすさについてお答えください（該当箇所のみお答えください）。



資料 19-1

平成13年度における職員研修の実施状況一覧

区 分	研修会名等	目 的(概 要)	参加者数又は 参加対象者
新任職員に対する研修	新採用職員研修	国家公務員、青少年教育施設職員としての心構え、基礎知識の習得	3名
	新任(転任)職員研修	青少年教育施設職員としての基礎知識及び執務要領の習得	16名
青少年教育施設職員としての 資質向上を図る 研修	社会教育主事講習	社会教育主事の資格付与のための講習	1名
	東日本地区国立青少年教育施設職員研修	青少年教育施設職員の資質向上、専門的知識・技術の向上等	2名
	関東甲信越地区青年の家職員研修	これからの青年の家の運営や事業の在り方を考える	1名
	国立青少年教育施設新任職員研修	国立青少年教育施設等の新任指導系職員に必要な知識・技術等の習得	2名
独立行政法人 経営に関する 研修	理事長講話	独立行政法人となったことによる心構えを理解させる	全職員
	独立行政法人マネジメントセミナー	中期計画の実現に向けた実践的マネジメント手法の習得	役員・管理職
	独立行政法人業績評価セミナー	独立行政法人の経営管理、業績評価、業務改善の展開方法の習得	中期計画推進室構成員
	独立行政法人職員啓発セミナー	独法移行の趣旨を理解させ、コスト意識やサービス意識の向上を図る	全職員
教養・啓発に関する研修	国立学校等幹部職員(課長級)研修	行政的識見のかん養及び高度の管理能力の充実を図る	3名
	国立学校等課長補佐級研修	行政的識見をさらに深め相当高度の管理及び指導能力を習得させる	2名

	国立学校等係長研修	基礎的・一般的知識の習得と係長としての能力及び識見を確立させる	1名
	東京大学係長研修	大学行政事務全般を把握するために必要な知識を習得させる	1名
	東京大学中堅職員研修	大学行政事務全般に関する一般的な知識を習得させる	2名
実務研修	人事関係各種研修(任免・給与・服務など)	人事行政に関する制度及びその運用について理解させる	人事事務担当職員
	職員簿記会計研修	企業会計原則を理解させ、簿記検定3級レベルの知識・技術を習得させる	会計事務担当職員等
	職員施設設備理解セミナー	当センター施設の諸機能について理解し効果的な事業運営を図る	全職員
	情報公開職員研修	情報公開の制度等を理解させ、情報公開事務の円滑な実施を図る	全職員
	職員パソコン研修	パソコン機器の操作の知識・技術を習得させる	全職員
	パソコンリーダー研修	パソコン機器の操作の高度な知識・技術を習得させる	各課パソコンリーダー
	行政管理・監査セミナー	行政管理、監査業務についての基礎的知識、最新の情報を習得させる	情報担当職員
	情報公開セミナー	情報公開についての情報交換・協議等により職員の資質の向上を図る	情報担当職員
	情報システム統一研修	情報システムについての基礎的知識、最新の情報を習得させる	情報担当職員
	情報セキュリティセミナー	情報セキュリティについての基礎的知識、最新の情報を習得させる	情報担当職員
	災害補償担当者研修会	災害補償の実務について理解習得させる	災害補償事務担当職員

	野外教育企画担当者セミナー	野外教育の企画等に携わる専門指導員の資質向上を図る	3名
	職員接遇研修	利用者及び研修生等に対する接遇・対応の方法を研修させる	全職員
規律の保持に関する研修	職員の倫理の保持研修	倫理法、倫理規定を周知徹底し、倫理の保持について意識を高める	全職員
	職員セクハラ防止研修	セクシャルハラスメントの防止を図り職場環境の向上に資する	全職員
	国立学校等セクシャルハラスメント防止等研修会	相談員等に対するセクハラ防止の取組状況等の講義、講演	セクハラ相談員
国際性の涵養に関する研修	日独青少年指導者セミナー	日独青少年指導者の資質向上と青少年育成の発展を図る	1名
	日米青少年健全育成セミナー	アメリカの青少年指導者と研究・討議を行い、資質向上を図る	1名
	日豪青少年指導者セミナー	オーストラリアの青少年指導者と研究・討議を行い、資質向上を図る	1名
	日仏青少年指導者セミナー	フランスの青少年指導者と研究・討議を行い、資質向上を図る	1名
	青少年教育指導者海外(米国)派遣事業	青少年教育施設職員としての資質向上と国際視野の涵養を図る	1名
	関東・甲信越地区国際企画担当者職員研修	国際交流・国際理解のための企画等に携わる担当者の資質向上を図る	1名
健康管理等に関する研修	職員メンタルヘルスケア研修	自らのメンタルヘルスに関する理解を深め、健康の維持増進を図る	全職員

資料 19-2

関係機関との人事交流の実施実績

ア 平成13年度における人事交流の状況は、以下のとおりである。

(役員を除く。)

国の機関	地方公共団体	青少年団体等	合 計
13名	1名	2名	16名

イ 平成13年度在職者における他機関からの人事交流の状況は、以下のとおりである。

(役員を除く。)

国の機関	地方公共団体	青少年団体等	合 計
19名	2名	10名	31名

参考

常勤職員数（平成14年3月末現在）

部 長	課 長	課長補佐 以 下	計
3名	6名	54名	63名